

令和6年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(総務文教分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ
1	継	デジタル 理大	デジタル化推進事業	6,200	2	1	9	78 ~ 81	デジタル推進課	1 ~ 7
2	継		移住就業・創業支援事業	11,100	2	1	9	78 ~ 81	シティセールス課	8 ~ 12
3	継	③	地域おこし協力隊募集・受入事業	10,421	2	1	10	80 ~ 83	シティセールス課	13 ~ 16
4	新		現地型ふるさと納税導入事業	4,870	2	1	10	80 ~ 83	シティセールス課	17 ~ 19
5	継	③	きらら交流館再整備事業	44,434	7	1	4	220 ~ 221	シティセールス課	20 ~ 24
6	新	デジタル	電子入札導入事業	5,991	2	1	18	92 ~ 93	監理室	25 ~ 29
7	新	①	市民活動センター推進事業	68,631	2	1	21	94 ~ 97	市民活動推進課	30 ~ 34
8	継	① スマイル	地域運営組織推進事業	28,779	2	1	22	96 ~ 97	市民活動推進課	35 ~ 39
9	継	①	集落支援員設置事業	22,859	2	1	23	98 ~ 101	市民活動推進課	40 ~ 42
10	新	スマイル	不二輸送機ホール開館30周年記念事業	2,346	2	1	24	100 ~ 103	文化スポーツ推進課	43 ~ 45
11	新	スマイル	中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業	150	2	1	28	106 ~ 109	文化スポーツ推進課	46 ~ 51
12	新	③	市民体育館整備事業	30,000	2	1	29	108 ~ 111	文化スポーツ推進課	52 ~ 55
13	新	②	小規模特認校制度導入事業	20	10	1	3	254 ~ 257	学校教育課	56 ~ 58

令和6年度当初予算 一般会計予算決算常任委員会(民生福祉分科会)資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ
14	新	③	空き家リソース活用事業	1,285	2	1	13	86 ~ 89	生活安全課	59 ~ 63
15	継		福祉センター管理運営事業	16,021	3	1	6	144 ~ 145	社会福祉課	64 ~ 69
16	継	②	入学祝金給付事業	50,770	3	2	1	148 ~ 153	子育て支援課	70 ~ 73
17	継	②	子ども医療費助成事業	131,600	3	2	2	152 ~ 155	子育て支援課	74 ~ 76
18	継	②	小野田地区公立保育所整備事業	588,608	3	2	4	154 ~ 159	子育て支援課	77 ~ 84
19	新	①	児童福祉施設等災害対策事業	6,524	3	2	4	154 ~ 159	子育て支援課	85 ~ 92
20	新		児童クラブ室整備事業	8,765	3	2	6	160 ~ 161	子育て支援課	93 ~ 95
21	継	②	子育て応援ギフト事業	17,557	3	2	9	164 ~ 165	子育て支援課	96 ~ 98
22	継	② スマイル	伴走型相談支援事業	3,392	3	2	9	164 ~ 165	健康増進課	99 ~ 102
23	継	②	出産応援ギフト事業	16,063	3	2	9	164 ~ 165	健康増進課	103 ~ 106
24	新	② スマイル	新生児聴覚検査費助成事業	1,780	4	1	1	170 ~ 175	健康増進課	107 ~ 108
25	継	スマイル	成人健康診査事業（がん検診）	73,801	4	1	2	174 ~ 177	健康増進課	109 ~ 112
26	新		一般廃棄物処理基本計画改訂事業	9,900	4	2	1	184 ~ 187	環境課	113 ~ 115
27	新		一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託事業	71,757	4	2	2	186 ~ 189	環境課	116 ~ 119

1

実施計画番号

2320505

事務事業番号

232050501

課(局・室・所)・係・担当者

デジタル推進課

デジタル政策係

佐貫

事務事業調査

2

大項目(章)

中項目(基本施策)

小項目(基本事業)

6

行財政運営・市民参画・市政情報の発信

32

効率的で効果的な行政運営

5

デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化

実施計画名

事務事業名

重点プロジェクト

横断的施策

横断的施策(スマイルエイジング)

5

スマートシティ推進事業

1

デジタル化推進事業

デジタル化
理科大

事業概要

将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。

対象

市民生活、地域コミュニティ、市職員

手段

まちづくりや市業務にデジタル技術を融合させる

意図

市民生活の質の向上・市業務の効率化

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標

R4

R5(4月～7月)

R6

R7

R8

1

スマートシティの推進

活動

事業の実施

事業の実施

事業の実施

事業の実施

事業の実施

2

3

R6年度に向けた評価

前年評価(A)

成果

コスト

①

事中評価(B)

現状維持

現状維持

⑤

(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針

R5年度から生成AIを活用した業務の効率化に取り組んでいるが、さらに、デジタルアドバイザーの支援を受けながら、庁内全体の業務改善につながる取組を進める。

視点

評価項目

評価理由

評価結果

評価点

妥当性

目的の妥当性

自治体関与の妥当性

対象(受益者)の妥当性

国や市のデジタル化の推進に向けた方針に沿う取組である。

遅れているデジタル化を推進するためには、市が積極的に関与する必要がある。

まちづくりの質の向上により、市民全体が受益者となる。

5

3

5

有効性

事業の優先度

行政評価との整合性

手法の有効性

人口減少、高齢化に対応するため、デジタル化は優先して取り組む必要がある。

横断的施策としてデジタル化の推進に引き続き取り組むこととしている。

デジタル化の推進に積極的に取り組んでいる。

5

3

3

効率性

実施主体の適正化

受益者負担の適正化

コスト効率

民間事業者の知見を得ながら推進する事業である。

受益者負担を求めることは適当でない事業である。

デジタル化推進に係る交付税措置がある。

3

3

3

33

1

事業期間	R3年度		～	R11以降年度		予算種別		継続	臨時	会計種別		一般	交付税	有	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費			目	9	企画費		事業区分	政策的
	大事業	4	デジタル化関連事業費				中事業	1	デジタル化関連事業費(臨時)						

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別 事業内容			デジタル技術を活用した事業の実施		同左		同左		同左		同左			
支出内訳	R4からR5 への繰越 明許費		旅費	171千円	旅費	285千円	アドバイザー業務委託料	6,000千円	旅費	200千円	旅費	200千円		
			消耗品費	27千円	消耗品費	50千円	普通旅費	200千円	消耗品費	50千円	消耗品費	50千円		
			研修負担金		研修負担金	100千円			アドバイザー業務委託料	6,000千円				
			デジタル人材派遣負担金	8,484千円	デジタル人材派遣負担金	10,323千円								
	合計			8,682千円		10,758千円		6,200千円		6,250千円		250千円	435千円	435千円
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他						まちづくり魅力基金	6,000千円						
	一般財源			8,682千円		10,758千円		200千円		6,250千円		250千円	435千円	435千円
	合計			8,682千円		10,758千円		6,200千円		6,250千円		250千円	435千円	435千円

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	デジタル専門人材によるデジタル化の支援体制 R3・4年度 デジタル推進室長常勤派遣 R5年度～ デジタルアドバイザー非常勤派遣
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

R4年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係)

デジタル推進課

事務事業番号

232050501

大項目(章)			中項目(基本施策)			小項目(基本事業)			
施策体系	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	32	効率的で効果的な行政運営		5	デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化		
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
	5	スマートシティ推進事業	1	デジタル化推進事業			デジタル化		政策的
事業概要	将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、山口東京理科大学との連携しながらデジタル技術を活用する。					対象	市民生活、地域コミュニティ		
						手段	まちづくりにデジタル技術を融合させる		
						意図	まちづくりの質の向上		

事業期間		R3年度～R9以降年度		予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	
		R2(決算額)		R3(決算額)		R4(決算額)		R5(予算額)	
支出内訳			旅費	50千円	旅費	171千円	旅費	285千円	
			消耗品費	39千円	消耗品費	27千円	消耗品費	50千円	
			研修負担金		研修負担金		研修負担金	100千円	
			デジタル人材派遣負担金	8,699千円	デジタル人材派遣負担金	8,484千円	デジタル人材派遣負担金	10,323千円	
	合 計			8,788千円		8,682千円		10,758千円	
財源内訳／割合	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	その他								
	一般財源			8,788千円		8,682千円		10,758千円	
	合 計			8,788千円		8,682千円		10,758千円	
人工数 人件費			0.40人	2,314千円	0.30人	1,720千円			
総経費			千円	11,102千円		10,402千円			

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R2	R3	R4	R5
1	スマートシティの推進	活動		推進計画の作成 方針の作成 —	事業の実施 R5への事業化 100.00%	事業の実施
2						
3						

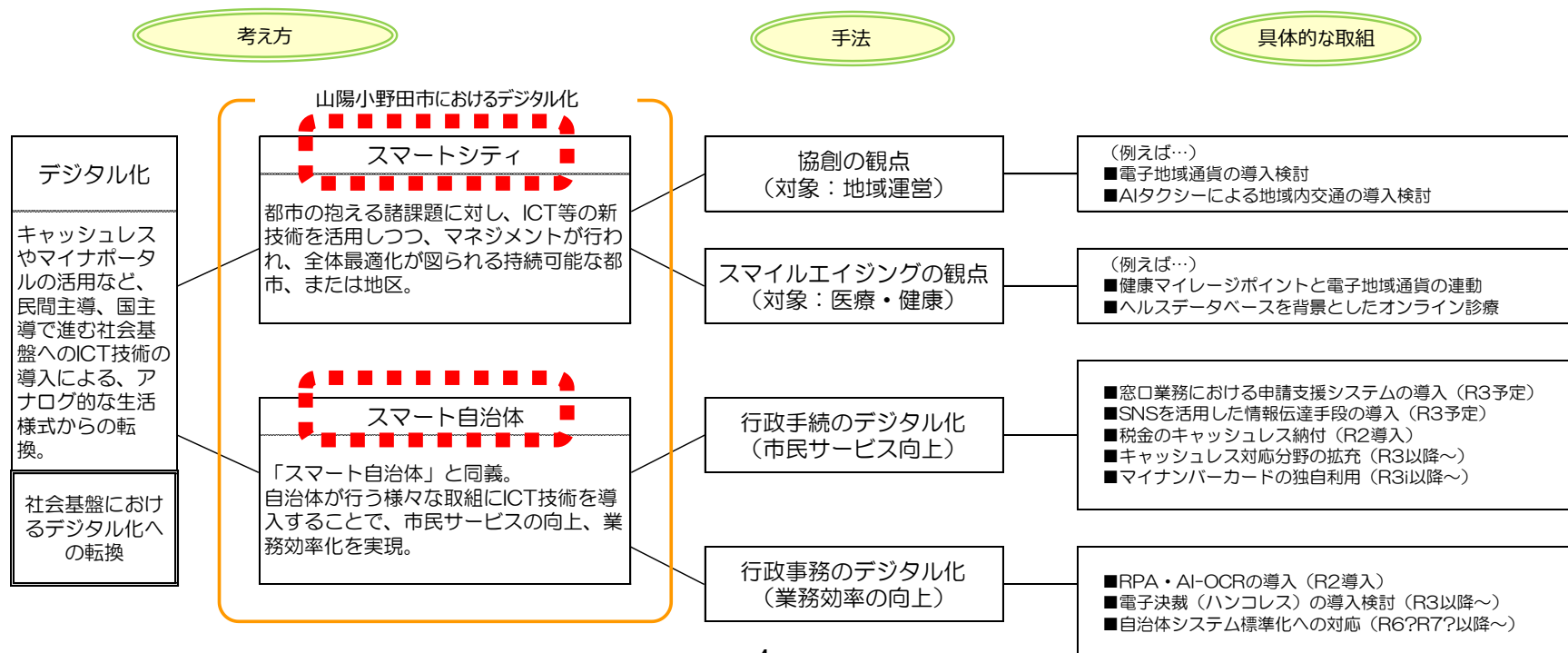
成果	市のデジタル化推進に向けて、人材を派遣を受けている日本情報通信㈱の支援を得ながら、データを活用したスマートシティ推進事業の予算化に取り組んだ。また、県の事業を活用しながら、他課の課題を解決するための実証を行い、令和5年度の事業化につなげることができた。					
R6年度に向けた課題及び改善策	令和3・4年度については、デジタル推進室長として常勤派遣を受けてきた。スマートシティ推進に向けた事業化も進み始めていることから、今後は、必要に応じて支援を得る体制に変えていく。一方、DX協創プラットフォームで提案された解決策を中心にスマートシティ推進に向けた事業化に取り組む。					
目標達成度	A	R6年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項						

デジタル化推進事業

国の地方創生人材支援制度を通じてマッチングした日本情報通信(株)からデジタル専門人材の派遣を受ける中で、本市のデジタル化を推進する。

	体制	日本情報通信(株)との連携
令和3・4年度	デジタル推進室	デジタル推進室長を常勤派遣
令和5年度	デジタル推進課	デジタルアドバイザーを非常勤で派遣

山陽小野田市におけるデジタル化の方針



スマートシティの取組

事業	事業概要	事業期間	令和5年度の取組	令和6年度の取組	日本情報通信
デジタルデバイス対策	スマートフォン教室の開催	R3～	地域交流センターやシルバー人材センターと連携した教室の開催	地域と連携した教室運営	×
DX協創プラットフォーム	地域課題を解決するために、産・学・官がともにアイデアを出し、ともに考えながら、スマートシティにおいて提供する新たなデジタルサービスの実装に取り組む	R4～	令和4年度討議内容の深掘り	提案された事業案の具現化に向け必要に応じて開催	個別事業で支援(R4・R5)
理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進	健康づくり分野でのデータ連携基盤段階的に構築する	R5～	データ連携基盤の一部構築	データ連携基盤の構築継続	個別事業で支援(R5～)
	スマートウォッチ等から健康データを収集・蓄積し、その分析データを基に健康相談を行う		糖尿病予防教室での健康データ収集・活用の実証	利用者拡大に向けた体制づくり	
	健康データを山口東京理科大学と連携して分析する		連携に向けた体制づくり	分析内容の検討	

スマート自治体の取組

分野	事業	事業概要	事業期間	令和5年度の取組	令和6年度の取組	日本情報通信
市民サービス向上	キャッシュレス端末導入	市民課窓口へ設置。住民票の写し、戸籍謄本、印鑑証明等の交付手数料をクレジットカードや電子マネー等で支払い可能。	R4	担当課において設置場所拡大（市民窓口課）	—	室長として事業化支援
	市の公式LINEを開設	市政情報、防災情報等タイムリーな情報発信を行う。	R4	担当課において情報発信（シティセールス課）	—	室長として事業化支援
業務効率化	AI-OCR・RPAの活用	定型的な事務について、RPA（ソフトウェア型のロボットによる事務処理の自動化）及びAI-OCR（人工知能を活用した光学文字認識）を活用して効率化を図る。	R2～	他市町の事例等を参考に、導入効果の高い業務への適用を拡大	導入業務の更なる拡大	×
	市職員のDX意識の向上	職員へのDX研修 ・自治体職員に求められる変革意識 ・デジタルを活用した地域課題の解決事例	R4～	生成AIの活用を通じた職員研修	業務改善に向けた研修	講師を派遣
	生成AI導入	生成AIを活用した業務の効率化	R5～	ガイドラインの作成 LGWAN上での利用環境整備 独自情報学習 職員研修	職員全体への波及および業務改善	アドバイザーとして導入に向けた支援

日本情報通信の支援による成果



成果	支援内容・具体的成果
デジタル化の機運が高まった	全面的に支援していただいたことにより、市のデジタル化機運、デジタル化推進における理解が高まった。
スマートシティ推進に着手することができた	健康データを活用した健康づくり事業・実証を踏まえたデータ連携基盤の段階的構築の提案、事業化に向けた支援により、令和5年度から事業化することができた。
生成AIを業務に活用できるようになった	他自治体に先駆けて生成AIを本格的に導入できた。研修等を通じ、職員の間において業務への効率的且つ効果的な活用がされ始めている。
デジタル化に積極的に取り組む部署が出てきた	職員へのDX研修により、複数の部署と、デジタル化に向けた事業化に協力して取り組むことができた。

残された課題

課題	解決に向けた令和6年度の取組
窓口のデジタル化	他自治体においても庁内業務のデジタル化支援に取り組む日本情報通信(株)の支援を受けながら、市民の利便性向上を図る。
生成AIの更なる活用	今後も発展する生成AIを積極的に活用しながら、全庁的な業務改善につながるよう取り組む。

2	実施計画番号	2150202	事務事業番号	215020202	課(局・室・所)・係・担当者	シティセールス課	定住促進係	道元	事務事業調書
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	----------	-------	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	15	シティセールス・移住定住の推進	2	移住・定住の推進	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	2	UJIターン支援事業	2	移住就業・創業支援事業			

事業概要	国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援制度が創設された。本市においても県と連携しながら当事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業・創業を支援する。移住元の要件として、直近10年間で通算5年以上、かつ、直近1年間以上、東京23区内に在住、又は通勤していたことが必要。また、移住先では、①地方公共団体がマッチング支援の対象とした中小企業等に就業、②テレワーク、③地方での起業等のいずれかの要件を満たすことが必要となる。移住支援金は、単身60万円、2人以上の世帯100万円を上限として交付する。また、18歳未満を帯同して移住する場合は、18歳未満の方1人につき最大100万円を加算して交付する。更に、令和5年度から山口県において、テレワークに限り、移住元要件を愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に拡充した「やまぐち創生テレワーク移住補助金」を創設するため、本市においても導入する。				対象	東京23区在住者又は通勤者のうち、本市に移住し、就業した方、テレワークを行う方又は創業した方。又は、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県から本市に移住しテレワークを行う方。
					手段	移住支援金の交付
					意図	移住者に支援金を交付することで、東京圏など人口の多い都市部からの移住及び就業・創業を後押し、本市のUJIターン者を増やす。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8
1	移住支援金を交付した人数(移住者)	成果	3人	3人	12人	12人	12人
			1人	0人			
			33.33%	0.00 %			
2							
3							

R6年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	拡充	拡大	①
事中評価(B)	拡充	拡大	①
(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針	令和5年度から山口県において、テレワークに限り、移住元要件を愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に拡充した「やまぐち創生テレワーク移住補助金」を創設するため、本市においても同制度を導入した。スマイルシティ・ライフ体験事業における移住相談件数の増加から、特にテレワーク移住の相談が増えてきている。令和6年度以降も国・県の動向を注視し、支給要件の拡充に対応する。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	転入者の定住促進は総合計画の施策に沿った事業である。	5	37
	自治体関与の妥当性	まち・ひと・しごと創生法に規定する山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った事業である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	本市への移住者を対象とするものであり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、国が新たに取り組む事業である。	3	
	行政評価との整合性	施策評価において次年度の取組と合致した事業である。	5	
	手法の有効性	目標を達成することで総合計画を進める効果が高い事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	移住の支援及び就業・創業の支援を目的とした事業であり、市が実施する必要がある。	3	
	受益者負担の適正化	市が実施すべき事業であり、受益者に負担を求めることは適当でない。	3	
	コスト効率	補助金交付対象者に交付する事業であり、コスト削減の余地がない。	5	

事業期間	R2以前		年度	～	R11以降	年度	予算種別		継続	臨時	会計種別		一般	交付税	無	
予算費目	款	2	総務費			項	1	総務管理費			目	9	企画費		事業区分	政策的
	大事業	6	転入促進事業費					中事業	1	転入促進事業費						

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別 事業内容			移住就業者1世帯		移住就業者2世帯 移住創業者1世帯		移住就業者2世帯 移住創業者1世帯 子育て加算2名*3世帯 テレワーク補助金1世帯 子育て加算2名*1世帯 IT人材移住支援金*3世帯		同左		同左			
支出内訳	R4からR5 への繰越 明許費		移住就業・創業 支援補助金	600千円	移住就業・創業 支援補助金	3,000千円	移住就業・創業 支援補助金	10,500千円	移住就業・創業 支援補助金	10,500千円	移住就業・創業 支援補助金	10,500千円		
							IT人材移住支援 金	600千円	IT人材移住支援 金	600千円	IT人材移住支援 金	600千円		
	合計			600千円		3,000千円		11,100千円		11,100千円		11,100千円	11,100千円	11,100千円
財源内訳／ 割合	国庫支出金													
	県支出金		国・県一括(3/4)	459千円	国・県一括(3/4)	2,250千円	国・県(3/4) 県(1/2)	7,500千円	国・県(3/4) 県(1/2)	7,500千円	国・県(3/4) 県(1/2)	7,500千円	7,500千円	7,500千円
	地方債													
	その他						ふるさと支援基金	600千円						
	一般財源			141千円		750千円		3,000千円		3,600千円		3,600千円	3,600千円	3,600千円
	合計			600千円		3,000千円		11,100千円		11,100千円		11,100千円	11,100千円	11,100千円

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業費補助金交付要綱(労働政策課) やまぐち移住就業支援(専門人材)事業補助金交付要綱(県経営金融課) 山口県移住支援事業補助金(創業)交付要綱(県経営金融課) やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金交付要綱(県中山間地域づくり推進課) やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金交付要綱(案)(県中山間地域づくり推進課)	・移住支援金は、単身の場合60万円、2人以上の世帯の場合100万円、子の加算100万円(国1/2、県1/4、市1/4)交付する。 ・山口県が独自に創設した「やまぐち創生テレワーク移住補助金」の場合は、単身30万円、2人以上の世帯50万円、子の加算50万円(県1/2、市1/2)交付する。 ・市が独自に創設した「IT人材移住支援金」(市単独)は3世帯を想定し、1世帯20万円交付する。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金交付要綱 山陽小野田市テレワーク移住支援事業支援金交付要綱	

R4年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) シティセールス課 定住促進係 事務事業番号 215020202

施策体系	大項目(章)			中項目(基本施策)			小項目(基本事業)				
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災			15	シティセールス・移住定住の推進		2	移住・定住の推進		
	実施計画名			事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分	
	2	UJIターン支援事業			2	移住就業・創業支援事業					
事業概要	国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援を実施しており、本市においても県と連携しながら当事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業・創業を支援する。						対象	東京23区在住者又は通勤者のうち、本市に移住し中小企業に就業した者又は創業した者			
							手段	移住支援金の交付			
							意図	移住者に支援金を交付することで、東京圏からの移住及び就業・創業を後押しし、本市のUJIターン者を増やす。			

事業期間	R1以前	年度	～	R9以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R2(決算額)			R3(決算額)			R4(決算額)			R5(予算額)
支出内訳	移住就業・創業支援補助金			移住就業・創業支援補助金			移住就業・創業支援補助金	600千円		移住就業・創業支援補助金 3,000千円
合計								600千円		3,000千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金									
	県支出金	国・県一括(3/4)		国・県一括(3/4)			国・県一括(3/4)	459千円	国・県一括(3/4)	2,250千円
	地方債									
	その他									
	一般財源							141千円		750千円
	合計							600千円		3,000千円
人工数 人件費	0.05人	290千円		0.01人	58千円		0.07人	401千円		
総経費		290千円			58千円			1,001千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R2	R3	R4	R5
1	移住支援金を交付した人数(移住者)	成果	3人	3人	3人	3人
			0人	0人	1人	
			0.00%	0.00%	33.33%	
2						
3						

成果	これまで移住支援金を交付した人数は0人であったが、令和4年度は初めての交付対象者が市内に就職して移住した。					
R6年度に向けた課題及び改善策	令和5年度から山口県において、テレワークに限り移住要件を東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に拡充した「やまぐち創生テレワーク移住補助金」を創設するため、本市においても同制度を導入した。令和6年度以降も国・県の動向を注視し、支給要件の拡充に対応する。					
目標達成度	C	R6年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項						

移住就業・創業支援事業

①山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金

1. 概要

本事業は、国において、東京一極集中の是正を図り、U J I ターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、東京圏からU J I ターンして起業・就業する方に支援金を支給する事業として、平成 31 年度からスタートした。

令和 3 年度から支給対象要件を拡充し、テレワークに関わる方等が本事業を活用できるよう制度を拡充させた。

令和 4 年度から支給対象要件を拡充し、18 歳未満を帯同して移住する場合は、18 歳未満の方 1 人につき最大 30 万円を加算して交付するよう制度を拡充させた。

令和 5 年度から支給対象要件を拡充し、18 歳未満を帯同して移住する場合は、18 歳未満の方 1 人につき最大 100 万円を加算して交付するよう制度を拡充させた。

2. 支援金

東京圏への一極集中の是正及び地方の中小企業等における人手不足の解消を目的とする。東京圏から県内に移住し、就業又は創業した方に対し、「移住支援金」を支給する。

移住支援金の種類	支援金の額
移住支援金	最大 100 万円（2 人以上の世帯）、単身の場合は 60 万円 ※ 18 歳未満の方 1 人につき最大 100 万円を加算

※申請先は市。上記金額（国 1/2、県 1/4、市 1/4）が交付される。

3. 対象者の要件（東京 23 区在住者・通勤者対象）

	移住元の要件 (①～③のいずれも)	移住先の主な要件
	東京23区に在住又は通勤 直近10年間で通算 5 年以上、東京23 区に在住又は通勤していること。た だし、直近 1 年以上は、東京23区に 在住又は通勤していることが必要。	① 山口県のマッチングサイト掲載企業への就業 ② 地方創生起業支援事業の対象 ③ テレワークによる業務継続 本人の意思により地方へ移住し、引き続き業務をテ レワークで実施する場合

4. 本市における移住支援金支給実績

H31 0 件

R2 0 件

R3 0 件

R4 1 件 60 万円（内訳：就業単身 60 万円）

R5 2 件 250 万円（R6. 1/31 時点）

（内訳：①就業世帯 100 万円＋子育て加算 3 人 90 万円、②創業単身 60 万円）

②山陽小野田市テレワーク移住支援事業支援金

1. 概要

令和5年度から山口県独自に、テレワークに限り、移住元要件を愛知県・京都府・大阪府・兵庫県に拡充した「やまぐち創生テレワーク移住補助金」を創設し、本市も同制度を導入した。

2. 支援金

移住支援金の種類	支援金の額
移住支援金	最大 50 万円（2 人以上の世帯）、単身の場合は 30 万円 18 歳未満の方 1 人につき最大 50 万円を加算（県 1/2、市 1/2）

3. 対象者の要件（東京圏・中京圏・近畿圏在住者対象）

	移住元の要件	移住先の主な要件
	直近10年間で通算5年以上、東京圏・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県に在住していること。ただし、直近1年以上は、東京圏・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県に在住していることが必要。	テレワークによる業務継続 本人の意思により地方へ移住し、引き続き業務をテレワークで実施する場合

4. 本市におけるテレワーク移住支援金支給実績

R5 0 件（R6.1/31 時点）

③山陽小野田市 IT 人材移住支援金

1. 概要

IT 関連の人材は、高度な専門知識や技術を持ち、地域課題解決に貢献できる可能性が高い。また、IT 関連の人材は、テレワークや個人事業主など、働き方の多様性があり、地域に根ざした暮らしを実現しやすい。本市の隣市には山口宇部空港があり、東京圏からの交通アクセスも良好で、テレワーク環境に適している。本事業は、地域の産業振興や移住定住の促進、市民の雇用機会の拡大を図るために有益である。

東京 23 区在住または東京圏から 23 区に通勤する IT 業界の方で、要件を満たす方に、移転費用や設備投資等の負担軽減に役立てることを目的に、IT 人材移住支援金を交付する。

2. 支援金

移住支援金の種類	支援金の額
IT 人材移住支援金	1 世帯 20 万円交付する。

3. 対象者の要件（東京 23 区在住者・通勤者対象）

	移住元の要件	移住先の主な要件
	山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金の要件と同じ	移住後におけるIT関連業務の継続 本人の意思により地方へ移住し、引き続き業務をテレワークで実施、または個人事業主として主たる事務所を本市に設けて行う事業等

3	実施計画番号	2150202	事務事業番号	215020207	課(局・室・所)・係・担当者	シティセールス課	池田	事務事業調書
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	----------	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	15	シティセールス・移住定住の推進	2	移住・定住の推進	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	2	UJIターン支援事業	7	地域おこし協力隊募集・受入事業	3-(1)		

事業概要	「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。隊員の受入れ地域について、令和4年度までは中山間地域に限定していたが、令和5年度から市内全域を対象とした。 また、シティセールス課が担当課と共同で隊員募集のPRを行うことで、地域おこし協力隊に興味を持つ方と移住希望者に向けて、一括したPRを実施できるとともに、移住の前後における相談体制を提供することができ、3年後の定住率の向上に寄与すると考える。令和6年度中には、2人の地域おこし協力隊員を委嘱し、地域協力活動に取り組んでいく。		対象	市内全域
			手段	地域おこし協力隊の募集・受入れ
			意図	「地域協力活動」の実施及び定住人口の増加による地域力の維持・強化

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8	R6年度に向けた評価			
1	地域おこし協力隊員の募集人数	活動		3名	2名	2名	2名	前年評価(A)	成果	コスト	
				募集検討中				事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
				0.00 %				(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針 令和6年度中に、雇用型地域おこし協力隊員1人と委託型地域おこし協力隊員1人の計2人を委嘱し、地域協力活動に取り組んでいく。			
2											
3											

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点施策1地域をつくる(1)新たな地域づくりに資する事業である。	5	33
	自治体関与の妥当性	市が実施主体となり、活用する制度であり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	対象地域を限定せず、市内全域とすることは妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	重点施策1地域をつくる(1)新たな地域づくりに資する事業である。	3	
	行政評価との整合性	施策評価において次年度の取組と合致した事業である。	5	
	手法の有効性	地域力の維持・強化に資する地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る有効な事業である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施主体となり、活用する制度であり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適切でない。	3	
	コスト効率	特別交付税の算定対象事業である。	3	

事業期間	R5年度		～	R10以降年度		予算種別		継続	臨時	会計種別		一般	交付税	有	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費			目	10	地域振興費		事業区分	政策的
	大事業	1	地域おこし協力隊推進事業費				中事業	1	地域おこし協力隊推進事業費						

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別事業内容					①協力隊活動費 ②募集に要する経費 ③おためし体験事業に要する経費		①協力隊活動費(委託型) ②協力隊活動費(雇用型) ③募集に要する経費 ④おためし体験事業に要する経費		①協力隊活動費(委託型) ②協力隊活動費(雇用型) ③募集に要する経費 ④おためし体験事業に要する経費		①協力隊活動費(委託型) ②協力隊活動費(雇用型) ③募集に要する経費 ④おためし体験事業に要する経費			
支出内訳	R4からR5への繰越明許費			会計年度任用職員報酬	2,524千円	委託料	5,896千円	委託料	5,896千円	委託料	5,896千円			
				期末手当	1,010千円	普通旅費	1,135千円	普通旅費	1,135千円	普通旅費	1,135千円			
				社会保険料	473千円	報酬	899千円	報酬	1,798千円	報酬	1,798千円			
				普通旅費	1,260千円	消耗品費	482千円	消耗品費	782千円	消耗品費	782千円			
				消耗品費	1,152千円	建物借上料	450千円	建物借上料	750千円	建物借上料	750千円			
				燃料費	340千円	負担金及び交付金	329千円	負担金及び交付金	329千円	負担金及び交付金	329千円			
				その他	2,967千円	その他	1,230千円	その他	2,173千円	その他	2,173千円			
	合計				9,726千円		10,421千円		12,863千円		12,863千円			
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源				9,726千円		10,421千円		12,863千円		12,863千円			
	合計				9,726千円		10,421千円		12,863千円		12,863千円			

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
特別交付税の算定対象事業	【特別交付税措置の内容】 ①隊員の活動に要する経費: 上限480万円／隊員1人(報償費280万円+活動費200万円) ②隊員の募集等に要する経費: 上限300万円／1自治体 ③おためし地域おこし協力隊に要する経費: 上限100万円／1自治体
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市地域おこし協力隊設置規則、山陽小野田市地域おこし協力隊おためし体験事業実施要綱	

地域おこし協力隊募集・受入事業

1, 地域おこし協力隊の概要及び効果

- ・「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。
- ・隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域力の維持・強化に資する地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る。
- ・地域おこし協力隊受入に当たっては、地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組になるよう制度を運営する必要がある。

2, 地域協力活動の例

活 動 名	活 動 内 容
(1) 地域おこしの支援	地域行事やイベントの応援、空き店舗活用など商店街活性化、移住者受け入れ促進、地域メディアを使った情報発信 等
(2) 農林水産業従事	農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援 等
(3) 水源保全・監視活動	水源地の整備・清掃活動 等
(4) 環境保全活動	不法投棄パトロール、道路の清掃 等
(5) 住民の生活支援	見守りサービス、通院・買い物のサポート、デジタルデバイド対策 等
(6) スポーツ・文化に関する活動	スポーツ・文化ツーリズム等を通じた地域の活性化、部活動の地域連携・実技指導、文化財の保存・活用 等
(7) 脱炭素地域づくりの推進	地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守 等
(8) その他	健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催 等

3, 地域おこし協力隊の契約形態

	雇 用 型	委 託 型
雇用契約の有無	雇用契約がある	雇用契約がない
身分	会計年度任用職員	法人等に雇用される者 または個人事業主

地域おこし協力隊募集・受入事業 事業費内訳

1、地域おこし協力隊活動費【雇用型】（会計年度任用職員：10月～3月（6カ月間・1人分））

節	名 称	金額（千円）	内 訳
1	報酬	899千円	職員報酬
3	職員手当等	338千円	期末手当 184千円 勤勉手当 154千円
4	共済費	221千円	社会保険料 221千円
8	旅費	63千円	普通旅費 63千円
10	需用費	399千円	消耗品費 300千円 燃料費 99千円
11	役務費	91千円	通信運搬費 75千円 保険料 16千円
13	使用料及び賃借料	698千円	通行料 8千円 機械器具借上料 240千円 建物借上料 450千円
18	負担金、補助及び交付金	10千円	諸会議負担金
		2,719千円	

2、地域おこし協力隊活動費【委託型】（法人等雇用職員：4月～3月（1年間・1人分））

節	名 称	金額（千円）	内 訳
12	委託料	5,756千円	地域おこし協力隊業務委託料
		5,756千円	

3、地域おこし協力隊の募集に要する経費

節	名 称	金額（千円）	内 訳
8	旅費	1,072千円	普通旅費
10	需用費	136千円	消耗品費 42千円 印刷製本費 94千円
11	役務費	10千円	通信運搬費
18	負担金及び交付金	319千円	地域おこし協力隊募集ブース設置負担金
		1,537千円	

4、おためし地域おこし協力隊に要する経費

節	名 称	金額（千円）	内 訳
10	需用費	182千円	消耗品費 140千円 燃料費 42千円
11	役務費	3千円	保険料
12	委託料	140千円	地域交流イベント委託料
13	使用料及び賃借料	84千円	宿泊施設借上料
		409千円	

合 計	10,421千円	
-----	----------	--

4	実施計画番号	2330109	事務事業番号	233010904	課(局・室・所)・係・担当者	シティセールス課	ふるさと納税促進係	田中	事務事業調書
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	----------	-----------	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	33	健全な財政運営	1	自主財源の確保	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	9	サポート寄附金促進事業	4	現地型ふるさと納税導入事業			

事業概要	本市にとって貴重な観光資源であるゴルフ場、飲食店、宿泊施設、体験型施設等に「現地型ふるさと納税」の仕組みを導入し、市外在来場者のサポート寄附(ふるさと納税)の促進を図り、自主財源を確保する。 また、「現地型ふるさと納税」の導入を広く周知することで、来場者の増加を促し、「ゴルフ」や「食事」、「宿泊」、「体験」をきっかけに、本市の認知度の向上及び関係人口の増加を図る。	対象	市外在住者で、本市を応援してくれる方
		手段	現地型ふるさと納税の仕組みを活用したサポート寄附の受入
		意図	自主財源の確保及び地域経済の活性化、市の認知度の向上、関係人口の増加

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8	R6年度に向けた評価			
1	現地型ふるさと納税利用者数	活動			250件	250件	250件	前年評価(A)			
								事中評価(B)			
								(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針			
2	サポート寄附金額(現地型ふるさと納税利用分)	成果			10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円				
3											

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	自主財源の確保及び地域経済の活性化の達成は、総合計画の施策に沿う事業である。	5	37
	自治体関与の妥当性	市の寄附条例、ふるさと支援基金条例、サポート寄附金事業実施要綱及びふるさと山陽小野田応援事業実施要綱により定められている事業である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	受益者はすべての市民であり、自主財源の確保及び地域経済の活性化に対する住民ニーズは高く、適切に設定された事業である。	5	
有効性	事業の優先度	市の寄附条例、ふるさと支援基金条例、サポート寄附金事業実施要綱及びふるさと山陽小野田応援事業実施要綱により定められている事業である。	3	
	行政評価との整合性	施策評価において次年度の取組と合致した事業である。	5	
	手法の有効性	現地型での納税が可能となり、今までふるさと納税に無関心であった層にアプローチが可能となる。	5	
効率性	実施主体の適正化	自主財源の確保に向けて市が主体となっておこなうもので妥当である。	3	
	受益者負担の適正化	寄附者に寄附金に応じた返礼品を送付しており、ある意味では受益者負担を適正に求めている事業である。	3	
	コスト効率	担当課としての事業精査をしており、コスト削減の余地がない事業である。	5	

事業期間	R5年度		～	R10以降年度		予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	無		
予算費目	款	2	総務費			項	1	総務管理費			目	10	地域振興費		事業区分	政策的
	大事業	2	ふるさと山陽小野田応援事業費					中事業	1	ふるさと山陽小野田応援事業費						

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別 事業内容							①返礼品(報償費) ②システム利用にかかる手数料、決済手数料 ③初期導入費用		①返礼品(報償費) ②システム利用にかかる手数料、決済手数料		①返礼品(報償費) ②システム利用にかかる手数料、決済手数料			
支出内訳	R4からR5 への繰越 明許費						報償費	3,000千円	報償費	3,000千円	報償費	3,000千円		
							手数料	1,100千円	手数料	1,100千円	手数料	1,100千円		
							システム利用料	550千円	サポート寄附業務委託料	220千円	サポート寄附業務委託料	220千円		
							サポート寄附業務委託料	220千円						
	合計							4,870千円		4,320千円		4,320千円		
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他							4,870千円						
	一般財源									4,320千円		4,320千円		
	合計							4,870千円		4,320千円		4,320千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	想定サポート寄附額:10,000千円に対する歳出想定として計上 寄附額に対する割合は以下のとおり ①返礼品 30% ②手数料 10%×1.1(消費税)(サイト利用料、決済手数料等) ③サポート寄附業務委託料 2%×1.1(消費税)(サイト制作、販促物作成、支払い代行)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市寄附条例、山陽小野田市サポート寄附金事業実施要綱、山陽小野田市ふるさと山陽小野田応援事業実施要綱	

「現地型ふるさと納税導入事業について」

事業概要

本市にとって貴重な観光資源であるゴルフ、飲食店、宿泊施設、体験型施設等にQRコードを使用した「現地型ふるさと納税」の仕組みを導入し、市外在住来場者のふるさと納税の促進を図り、自主財源を確保する。また、「現地型ふるさと納税」の仕組みを広く周知することで、本市への来訪者の増加を促し、「ゴルフ」や「食事」、「宿泊」、「体験」をきっかけに、本市の認知度向上及び関係人口の増加を図る。

2 設置内容

ふるさと山陽小野田応援事業参加事業者に登録している市内のゴルフ場、飲食店、宿泊施設、体験施設等のうち希望する施設に「現地型ふるさと納税」の仕組みを導入する。

※現在市内の宿泊施設は参加事業者登録がないため、登録への取り組みも並行して行う。

①QRコードを発行し、設置するため、設置可能数に上限なし。

②その場で返礼品を提供できる施設であれば、設置可能。

3 ランニング及びイニシャルコスト

・返礼品	30%
※納税額の30%を返礼品（利用券）として交付する。	
・手数料	10%（税込）11%
※サイト利用料、決済手数料等	
・サポート寄附業務委託料	2%（税込）2.2%
※サイト制作、販促物作成、支払い代行	
小計	43.2%（税込）
・サイト導入経費（初年のみ）	550千円



利用イメージ動画

5

実施計画番号2250101事務事業番号225010102課(局・室・所)・係・担当者シティセールス課

池田

事務事業調査

2

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	4	産業・観光	25	観光・交流の振興	1	観光・交流資源の整備・充実	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	1	観光交流資源整備事業	2	きらら交流館再整備事業	3ー(3)		

事業概要	平成13年に宿泊研修施設として開館したきらら交流館は、既に研修を伴わない宿泊を可としていたため、同館の役割を見直す時期にあった。また、入浴施設の給湯設備などが耐用年数を超えていることから、大規模な設備更新が必要な時期に来ている。以上のことから今後の同館のあり方について検討するため、令和2・3年度に基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務を委託した結果、同館については公設+指定管理方式で管理することが費用面から最適であるとの結論になった。同館を改修するに当たっては、リニューアルオープン後の効率的かつ効果的な管理運営のため、改修後の指定管理者を候補者として選定(指定管理者先行公募型)し、設計支援業務委託契約を当該候補者と締結した。これにより改修工事の内容を設計した後に、工事に着手する予定である。スケジュールとしては、令和6年度に基本設計及び実施設計を完了し、令和7年度に改修工事に入り、令和9年1月中のリニューアルオープンを予定している。	対象	きらら交流館
		手段	指定管理候補者、設計業者、関係各課と調整しながら、設計を完了させ、改修工事を行っていく
		意図	交流人口の増加

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8	
1	指定管理候補者の選定	活動	指定管理候補者選定	指定管理候補者選定				
			募集要項等作成	募集開始				
			80.00 %	90.00 %				
2	基本設計・実施設計	活動		設計開始	設計完了			
				募集要項等作成				
				0.00 %				
3	改修工事	活動				改修工事着工	改修工事完了	

R6年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針	基本設計及びPPP/PFI導入可能性調査結果を踏まえ、公設+指定管理方式(指定管理者先行公募型)により施設を改修することし、指定管理候補者の選定、設計、工事を進め、令和9年1月のリニューアルオープンを目指す。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	一部施設が更新時期を迎えており、施設のあり方を検討する必要がある。また、重点プロジェクトの交流の促進に寄与する施設である。	5	33
	自治体関与の妥当性	山陽小野田市きらら交流館条例	3	
	対象(受益者)の妥当性	市が設置した施設に関する事業	5	
有効性	事業の優先度	一部施設が更新時期を迎えており、施設のあり方を検討する必要がある。また、重点プロジェクトの交流の促進に寄与する施設である。	5	
	行政評価との整合性	施策評価において次年度の取組と合致した事業である。	3	
	手法の有効性	焼野海岸・竜王山周辺施設との連携及び観光拠点施設として、交流人口の増加を図る事業であり有効である。	3	
効率性	実施主体の適正化	市が設置した施設であり、調査業務委託の結果、公設+指定管理方式の結論が出ている。	3	
	受益者負担の適正化	受益者は、施設の利用者及び指定管理者であり、リニューアルオープン後の管理運営において検討する。	3	
	コスト効率	担当課としての事業精査をしており、コスト削減の余地がない事業である。	3	

事業期間	R2以前		年度	～	R10以降	年度	予算種別		継続	臨時	会計種別		一般		交付税	無	
予算費目	款	7	商工費			項	1	商工費			目	4	観光宣伝費			事業区分	政策的
	大事業	2	観光振興事業					中事業	1	きらら交流館再整備事業							

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別 事業内容			・指定管理候補者先行公募 に係るアドバイザー業務委託 ※令和5年度へ繰越		・基本設計・実施設計① ※R5～R6債務負担		・基本設計・実施設計② ※R5～R6債務負担		・改修工事①		・改修工事② ・備品購入 ・開業準備業務委託 ・指定管理料(R9.1月～)			
支出内 訳	R4からR5 への繰越 明許費 12,722千円				委員報酬	18千円	基本設計・実施 設計業務委託	43,189千円	工事請負費	309,200千円	工事請負費	463,825千円		
					基本設計・実施 設計業務委託	18,700千円	建築確認申請	1,245千円	工事監理業務委 託料	4,900千円	工事管理業務委 託料	11,600千円		
									設計意図伝達業 務委託料	1,600千円	設計意図伝達業 務委託料	4,023千円		
					委員報酬	12千円					備品購入費	54,015千円		
					アドバイザー 業務委託料	12,710千円					開業準備委託料	2,000千円		
											指定管理料	14,768千円		
											建築確認申請	318千円		
	合計					31,440千円		44,434千円		315,700千円		550,549千円		
財源内訳／ 割合	国庫支出金				1/2	6,360千円								
	県支出金													
	地方債				75%	5,700千円	75%	14,400千円						
	その他				まちづくり魅力 基金	11,028千円								
	一般財源					8,352千円		30,034千円		315,700千円		550,549千円		
	合計					31,440千円		44,434千円		315,700千円		550,549千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
地方創生推進交付金(総事業費1/2)、きらら交流館整備事業債	【債務負担行為(R5～R6)】 ・基本設計・実施設計業務委託 R5:18,400千円(61,589千円*3割[10万円未満切捨] R6:43,189千円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	【繰越明許費(令和4年度から令和5年度へ繰越)】 ・委員報酬(選定委員会):12千円 ・アドバイザー業務委託料:12,710千円(合計)12,722千円 ※工事請負費(R7,8)、備品購入費(R8)の金額は、基本設計段階の概算額で記載している。 詳細な金額については、現在行っている基本設計・実施設計において確定させる。

R4年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) シティセールス課

事務事業番号 232010101

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)			
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	32	効率的で効果的な行政運営	1	公共施設の最適化		
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング	事業区分
	1	公共施設再編検討事業	1	きらら交流館検討・改修事業	3－(3)			政策的
事業概要	平成13年に宿泊研修施設として開館したきらら交流館は、既に研修を伴わない宿泊を可としており、また、施設の老朽化に伴い、大規模な設備更新が必要な時期に来ている。このことから、令和2・3年度に基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務を実施し、同館の改修に当たっては、リニューアルオープン後の効率的かつ効果的な管理運営のため、令和5年度に改修後の指定管理者を候補者として選定(指定管理者先行公募型)し、設計支援に係る協定を当該候補者と締結する。令和5年度に基本設計及び実施設計の事業者を一括でプロポーザル方式により選定し、令和7年度に改修工事に入り、令和8年度中のリニューアルオープンを予定している。				対象	きらら交流館		
					手段	指定管理候補者を選定し、リニューアルオープン後の管理運営に関する提案を改修工事に反映させる。		
					意図	交流人口の増加		

事業期間	R1以前	年度	～	R9以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
支出内訳	R2(決算額)		R3(決算額)		R4(決算額)		R5(予算額)			
	調査委託料	3,500千円	調査委託料	7,500千円			〔繰越〕アドバイザー業務委託料		12,710千円	
							〔繰越〕委員報酬(選定委員会)		12千円	
							設計業務委託		18,700千円	
							委員報酬(プロポーザル)		18千円	
	合 計	3,500千円		7,500千円					31,440千円	
財源内訳 / 割合	国庫支出金	地方創生推進交付金(1/2)	1,750千円	地方創生推進交付金(1/2)	3,750千円				地方創生推進交付金(1/2)	6,360千円
	県支出金									
	地方債								75%	5,700千円
	その他	まちづくり魅力基金	1,750千円						まちづくり魅力基金	11,028千円
	一般財源				3,750千円					8,352千円
	合 計	3,500千円		7,500千円					31,440千円	
人工数	人件費	0.25人	1,444千円	0.30人	1,740千円	1.13人	6,478千円			
総経費		4,944千円		9,240千円			6,478千円			

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R2	R3	R4	R5
1	施設のあり方の検討・決定	活動	基本計画策定・導入可能性調査	基本計画策定・導入可能性調査		
			策定・調査中	策定・調査完了		
			20.00%	80.00%		
2	指定管理候補者の選定	活動			指定管理候補者選定	指定管理候補者選定
					募集要項等作成	
					80.00%	
3	基本設計・実施設計業務	活動				設計開始

成果	コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、影響を最小限にするためWEB会議も活用してきたが、関係機関等が多く、会議等の設定や調整に想定以上の期間を要した。このため、指定管理候補者を決定し、市と指定管理候補者との覚書締結の支援の終了をもって業務完了となるアドバイザー業務委託は、令和5年度中での事業完了、支払い見込みとなった。よって、令和5年3月末に契約期間の変更契約を行い、委託料及び委員報酬を繰越した。					
R6年度に向けた課題及び改善策	令和5年度は、改修後の指定管理者を候補者として選定(指定管理者先行公募型)し、設計支援に係る協定を当該候補者と締結する。また、令和5年度に基本設計及び実施設計の事業者を一括でプロポーザル方式により選定し、先行公募にて選定した指定管理候補者とともに基本設計・実施設計業務に取組み、令和6年度末までに当該設計業務を完了させる必要がある。					
目標達成度	B	R6年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項	繰越明許費(令和4年度予算から令和5年度予算への繰越) 【歳出】報償金 12千円、アドバイザー業務委託料 12,710千円 【歳入】地方創生推進交付金 6,360千円					

きらら交流館再整備事業

1, 事業の経緯

老朽化への対応を含めたきらら交流館の今後の施設のあり方を検討するにあたり、宿泊研修施設としての現行の設置目的に限定しない現在のニーズ・用途に合った新しいコンセプトの下、施設の役割、事業性を含む機能の見直しを行い、今後の施設の方向性を検討した。

2, 検討のポイント

- ①スマイルエイジングにつながる機能
- ②道の駅等の観光・交流拠点としての機能
- ③対象施設周辺の地域資源を活かした交流人口の増加及びにぎわいの創出につながる機能



3, 基本計画の策定（令和3年9月）

- ①リニューアルコンセプト
 - ◇焼野海岸・竜王山等のフィールド活動の魅力を最大化する、「体験・活動拠点」
 - ◇市民の心身ともに健康な暮らしをサポートする、「生活・交流拠点」

②施設の整備方針

- ・既存施設を有効活用し、**改修**により施設の機能向上を図る。

③管理運営方法

- ・公設＋指定管理方式（指定管理者先行公募型）
 《指定管理者先行公募の特徴》

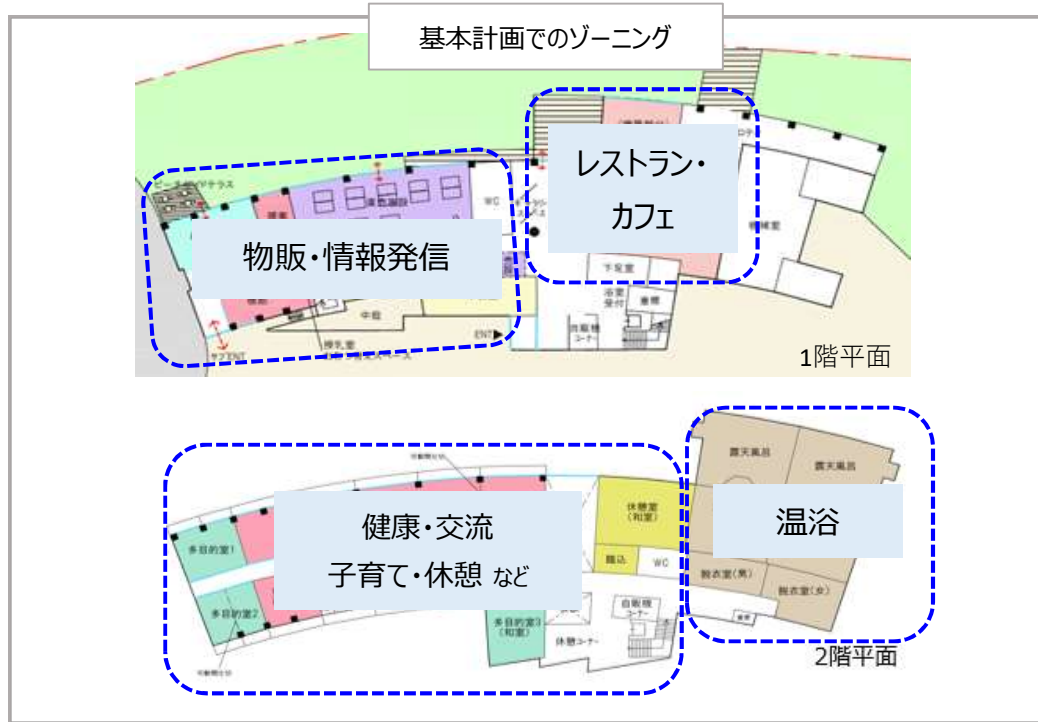
設計段階から、運営事業者のノウハウやアイデアを十分に発揮できる仕組み。

4, 指定管理候補者選定

住 所 山陽小野田市稲荷町10番23号
名 称 富士商株式会社
契約日 令和5年9月15日



5, 施設機能のゾーニング



6, 基本設計・実施設計業務

- ①選定方法 公募型プロポーザル
- ②委 託 先 [住所] 広島県広島市中区東千田町二丁目9番57号
[名称] 株式会社NSP設計
- ②委託期間 令和6年1月16日から令和7年3月31日まで

7, 令和6年度事業

①事業費	・手数料（建築確認等委託料）	1,245千円
	・設計委託料（基本設計・実施設計業務）	43,189千円
合 計		44,434千円

②事業内容

- ・令和5年度から引き続き、指定管理候補者、設計業者、市の3者が協力し、きらら交流館再整備に向けた基本設計及び実施設計を行う。

8, 事業スケジュール

2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
		令和7年9月	令和8年11月
	基本設計・実施設計	▼	▼
令和6年1月	令和7年3月末	改修工事	
			令和9年1月(予定) リニューアルオープン ●

6	実施計画番号	2320506	事務事業番号	232052202	課(局・室・所)・係・担当者	監理室		藤岡	事務事業調書
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	--	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	32	効率的で効果的な行政運営	5	デジタルを活用した行政サービスの向上及び行政運営の効率化	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	22	入札事務デジタル化事業	2	電子入札導入事業		デジタル化	

事業概要	本市では、入札参加者が指定の日時に来庁して行う従来通りの紙入札を行っている。入札時間に遅刻した場合は失格となるため、早めに来庁する必要がある、事業者にとっては移動時間、待ち時間、交通費、人件費等のコストがかかっている。また、入札書、委任状、封筒作成等の手間とコストも必要で、記載ミスや印鑑漏れ等によって入札が無効となるリスクがある。行政側としても、会場や駐車場の確保、入札当日の進行等が必要である。 これらの負担を軽減し、デジタル化を推進するために、電子入札システムを導入する。 なお、県内では令和4年度末までに山口県と7市(下関、山口、宇部、防府、岩国、周南、長門)が電子入札を導入済みである。				対象	入札参加者
					手段	電子入札システムの導入
					意図	事業者の負担軽減、デジタル化の推進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8	R6年度に向けた評価			
1	電子入札の実施割合(工事・コンサル)	活動			10%	100%	100%		前年評価(A)		
									事中評価(B)		
								(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針			
2	入札参加資格登録業者に占める電子入札利用登録業者の割合(工事・コンサル)	活動			10%	90%	95%				
3											

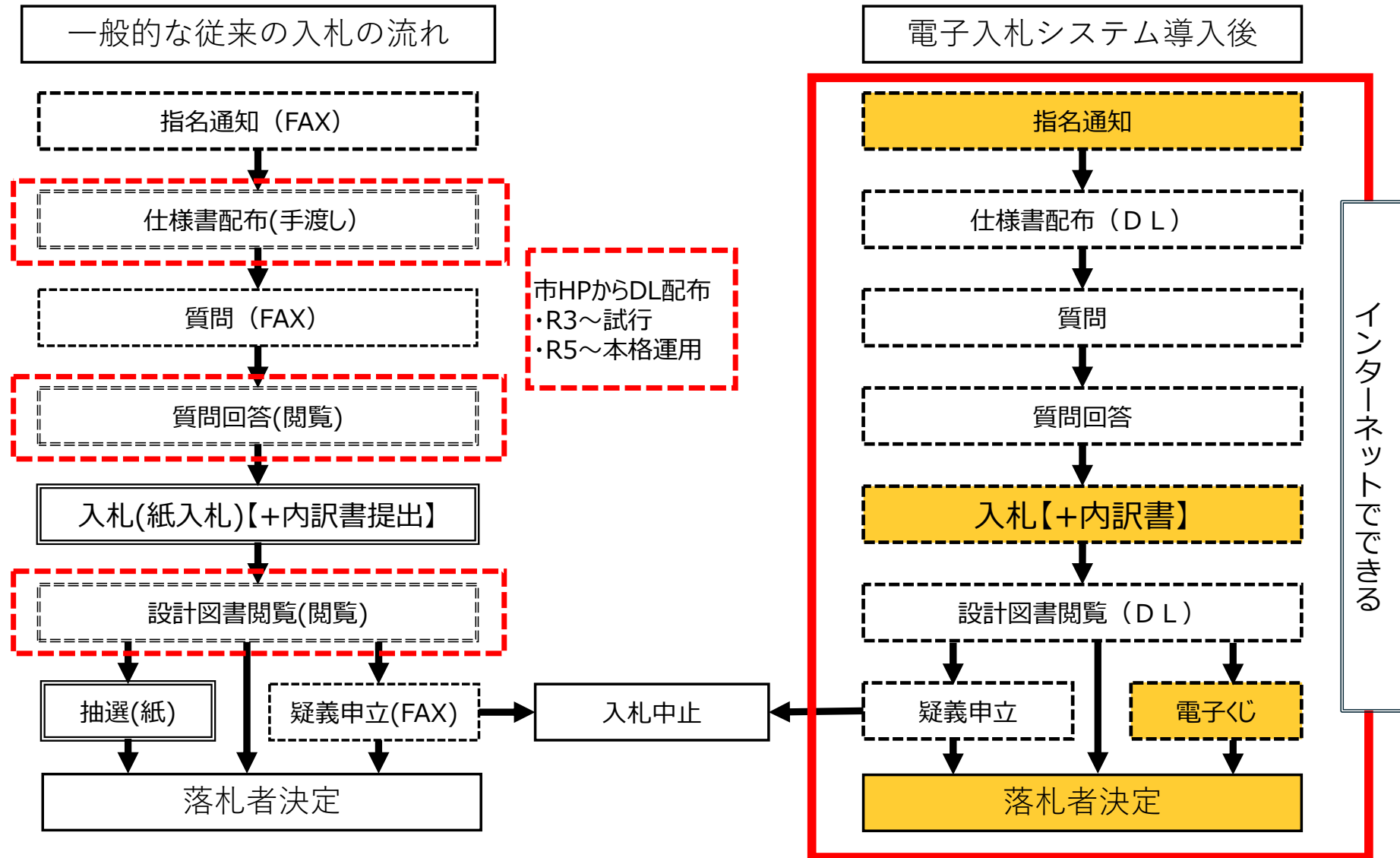
視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	事業者の負担軽減、適正な入札の実施を目的としており、妥当である。	5	35
	自治体関与の妥当性	市が行う入札であり、妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	入札参加者が対象であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	国の方針である建設業のデジタル化推進に欠かせない事業である。	3	
	行政評価との整合性	デジタル化を進め、業者・行政共に負担を軽減することが期待できる。	3	
	手法の有効性	デジタル化を進めることができ、有効である。	5	
効率性	実施主体の適正化	市が実施主体であり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適当ではない。	3	
	コスト効率	デジタル田園都市国家構想交付金の活用を想定している。	5	

事業期間	R6年度		～	R11以降年度		予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	無		
予算費目	款	2	総務費			項	1	総務管理費			目	18	監理費		事業区分	政策的
	大事業	1	監理費					中事業	1	監理費						

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別事業内容							システムの導入、運用		システムの運用		システムの運用			
支出内訳	R4からR5への繰越明許費						システム開発委託料	3,190千円	システム利用料	6,565千円	システム利用料	6,565千円		
							システム利用料	2,045千円						
							消耗品費	400千円						
							機械器具費	330千円						
							通信運搬費	26千円						
	合計							5,991千円		6,565千円		6,565千円	6,565千円	6,565千円
財源内訳／割合	国庫支出金						1/2	2,995千円						
	県支出金													
	地方債													
	その他						負担金	578千円	負担金	1,267千円	負担金	1,267千円	1,267千円	1,267千円
	一般財源							2,418千円		5,298千円		5,298千円	5,298千円	5,298千円
	合計							5,991千円		6,565千円		6,565千円	6,565千円	6,565千円

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ (内閣府、補助率1/2)	令和6年 5月 プロポーザル実施 令和6年 6月 契約締結 令和7年 1月 電子入札開始(工事・コンサル)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
地方自治法、山陽小野田市財務規則等	令和7年度～令和11年度 システム利用料債務負担設定(電子入札システム 年額6,085,200円のみ。コアシステム(年額479,160円)は別途単年度契約するため、債務負担なし) 水道局負担金あり。(2年度前の入札件数により按分。(令和6年度分は令和4年度の件数で按分))



事業名	電子入札システム導入事業	事業費	5,991千円
ターゲット	入札参加業者、市職員（発注者）、市民		
内 容	（デジ田交付金 事業分野：①行政サービス）		

電子入札システムは、以下の3つのサービスにより構成される。

1. 電子入札コアシステム

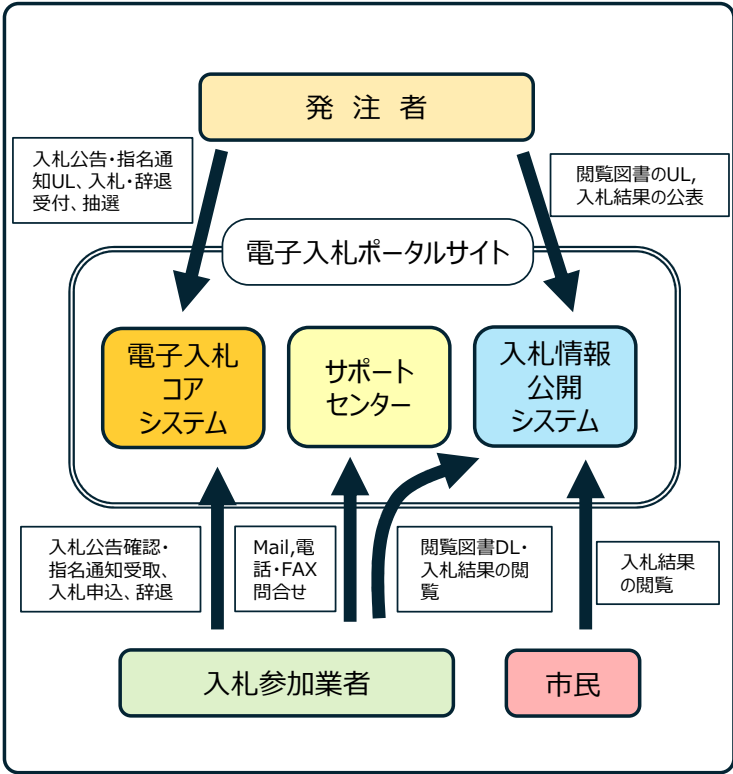
（一社）日本建設情報総合センター（JACIC）等が開発した汎用性のある電子入札システムで、指名通知の確認や入札など、今まで紙で行ってきた入札手続きがすべてインターネット上で可能となる。電子入札コアシステム対応認証局が発行するICカード及びカードリーダーがあれば、本市だけでなく山口県や国土交通省など、コアシステム採用の発注機関の電子入札を利用することができる。

2. 入札情報公開システム

入札公告の確認や閲覧用設計図書のダウンロード、入札結果の確認を行うシステム。来庁して入手していた閲覧用設計図書も会社や自宅からダウンロードできる。入札結果は誰でも閲覧できる。

3. サポートセンター

電子入札システム利用者の問い合わせ窓口。メールだけでなく、電話やFAXでも問い合わせを受け付け、パソコン操作が不得意な事業者に対するケアが可能。



今後のスケジュール

5

年度	令和 6 年度				令和 7 年度				R 8 ~
電子入札システムの整備	プロポ	システム構築・セットアップ、 操作研修、運用準備		実証実験	実装★	試験運用(6 か月間)		R7年 7 月～ 本格運用	
						紙入札と電子入札の 併用期間		電子入札のみ	
利用者向け周知・広報		チラシや市広報・HP等 を通じた電子入札導入に 関する周知				市HPに「電子入札システム導入自治体」であることを掲載（継続）			
			利用者向け 説明会の開催	実証実験					
						ヘルプデスクサポート			
システム利用登録業者拡大策	☆R 7・8 年度分定期登録申請時には 「登録」が入札参加条件であることを周知						☆R 7 / 8 年度分追加 登録申請時にフォロー		

7	実施計画番号	2110204	事務事業番号	211020402	課(局・室・所)・係・担当者	市民活動推進課	西崎	事務事業調書
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	2	市民活動の支援	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	4	市民活動支援事業	2	市民活動センター推進事業	1-(1)		

事業概要	LABV事業による新施設「Aスクエア」に、地域課題解決に主体的に取り組む市民活動団体を支援するための拠点として「山陽小野田市民活動センター」を新設し、その運営を行う。 ○名称 山陽小野田市民活動センター ○位置 山陽小野田市中心二丁目3番1号(LABV事業による新施設「Aスクエア」内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)				対象	市民、市民活動団体等
					手段	市民活動団体を支援する拠点を整備することにより、団体の育成、活動支援等を強化する。
					意図	地域の課題が多様化・複雑化する中で、市民が主体的に地域課題解決に向けて取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指す。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8	R6年度に向けた評価			
1	市民活動センター設置	活動			設置				成果	コスト	
								前年評価(A)			
								事中評価(B)			
2	市民活動団体等登録団体数	成果			40団体	50団体	60団体	(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針			
3											

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	市民活動団体等の活動を支援することで、心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現をめざす。	5	39
	自治体関与の妥当性	市民と市民活動団体等のマッチングなど行政として支援する。	5	
	対象(受益者)の妥当性	市民および市民活動団体等が対象の事業である。	5	
有効性	事業の優先度	協創によるまちづくりを推進するため市民や市民活動団体が主体的に地域課題解決に取り組む仕組みを構築する必要がある。	5	
	行政評価との整合性	市民活動センターを新設し、市民活動団体の育成や活動に対する支援の体制強化を図るとしている。	5	
	手法の有効性	総合計画の3つの創るのうち「地域を創る」において、重要な施策である。	5	
効率性	実施主体の適正化	指定管理者制度を導入している事業である。	3	
	受益者負担の適正化	条例に基づき適正な施設使用料を徴収している。	3	
	コスト効率	運営に関しては民間のノウハウを活用した指定管理者制度を導入するためコスト削減は図られている。	3	

事業期間	R6年度		～	R10以降年度		予算種別		新規	臨時	会計種別		一般		交付税	無	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費				目	21	市民活動推進費		事業区分	政策的
	大事業	1	市民活動センター運営費				中事業	1	市民活動センター運営費							

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別 事業内容							市民活動センターの運営		同左		同左			
支出内訳	R4からR5 への繰越 明許費						指定管理者委託料	38,958千円	指定管理者委託料	38,958千円	指定管理者委託料	38,958千円		
							建物借上料	29,052千円	建物借上料	29,052千円	建物借上料	29,052千円		
							庁用器具費	500千円	庁用器具費	500千円	庁用器具費	500千円		
							消耗品費	100千円	消耗品費	100千円	消耗品費	100千円		
							通信運搬費	21千円	通信運搬費	21千円	通信運搬費	21千円		
	合計							68,631千円		68,631千円		68,631千円	66,631千円	66,631千円
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他						まちづくり魅力基金	500千円						
	一般財源							68,131千円		68,631千円		68,631千円	66,631千円	66,631千円
	合計							68,631千円		68,631千円		68,631千円	66,631千円	66,631千円

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市民活動センター条例	

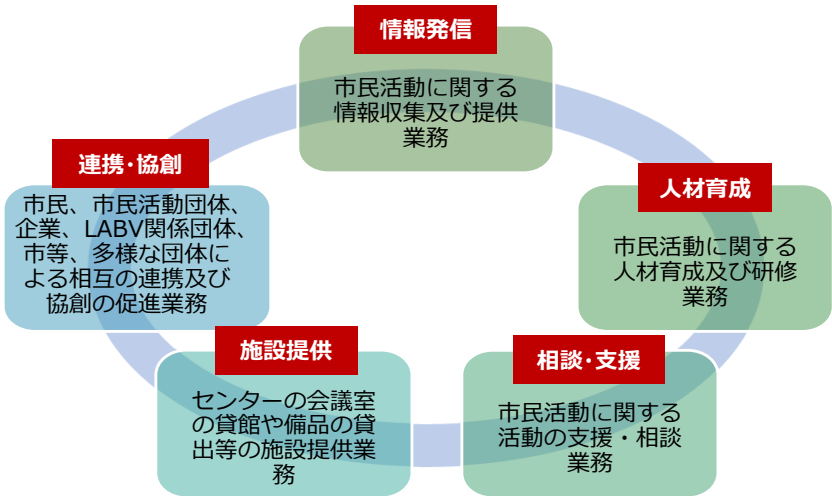
市民活動センター推進事業

令和6年度事業費：68,631千円（新規）

LABV事業による新施設に、地域課題解決に主体的に取り組む市民活動団体を支援するための拠点として「山陽小野田市民活動センター」を新設し、その運営を行う。

市民活動センターの概要	
名 称	山陽小野田市民活動センター
目 的	心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進するため、山陽小野田市民活動センターを設置する。
位 置	山陽小野田市中央二丁目3番1号（LABV事業による新施設「Aスクエア」内）
供 用 開 始	令和6年（2024年）4月1日
運 営 主 体	指定管理者（アクティオ株式会社） 指定期間5年間
施 設 内 容	交流ホール、会議室（1～5）、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等
開館時間/休館日	開館時間 9:00～21:00 休館日 12月29日～1月3日

市民活動センターの事業

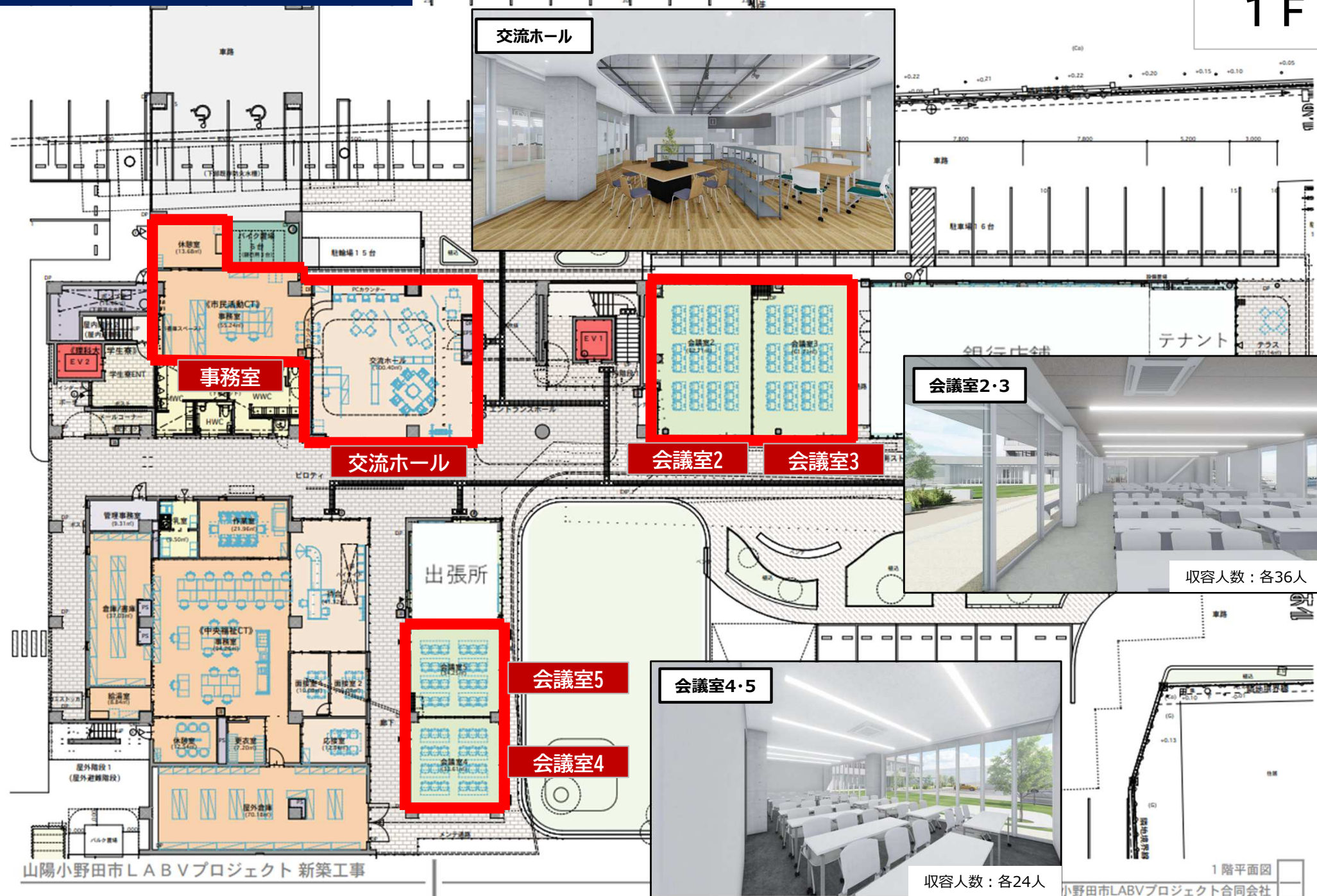


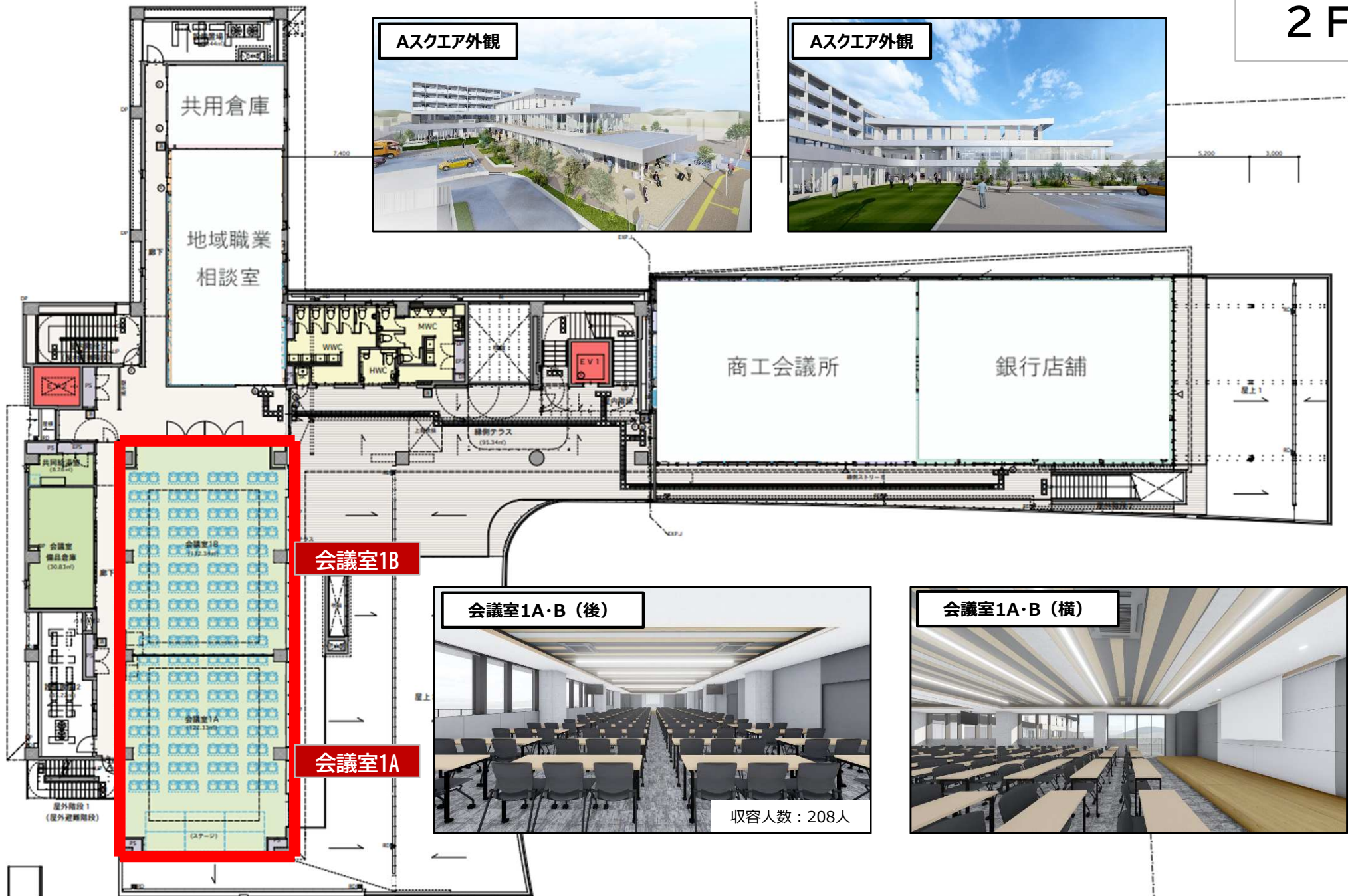
情報発信	・市民活動支援情報（助成制度など）の収集・提供 ・市民活動団体の情報の管理・活用 ・魅力ある有益な情報の提供（HP、SNS、チラシ、パンフレット、デジタルサイネージ他）
人材育成	・市民活動に関心がある人への学習機会の提供 ・市民活動に取り組む人材の発掘 ・市民活動団体向けの講座・研修等の学習機会の提供
相談・支援	・市民活動に関する活動の支援・相談・交流事業の開催 ・市民活動を始めたい市民と市民活動団体とのマッチング ・市民活動団体の増加に向けた取組
連携・協創	・市民、各種団体、関係機関、施設等との連携・協創・ネットワークづくり ・Aスクエアに入居する関係団体等との連携・協創 ・山口東京理科大学の学生と連携した交流事業の開催
施設提供	・市民活動団体の活動や交流に必要な会議室・設備・備品の貸出 ・市民活動の知識と経験を有したスタッフの配置

事業名	概要	予算費目	算出根拠	予算額（千円）
市民活動センター推進事業	上記のとおり	委託料	指定管理者委託料（アクティオ株式会社） 38,957,600円	38,958
		使用料及び賃借料	Aスクエア 家賃・共益費 2,420,968円×12月 = 29,051,616円	29,052
		備品購入費	庁用器具費 500,000円	500
		消耗品費・通信運搬費	市民活動センター推進事務費 121,000円	121
			合計	68,631

市民活動センターの施設概要

1 F





8	実施計画番号	2110101	事務事業番号	211010101	課(局・室・所)・係・担当者	市民活動推進課	西崎	事務事業調書
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	1	地域運営組織推進事業	1	地域運営組織推進事業	1-(1)		交流

事業概要	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織の形成を推進する。 令和6年度は、地域運営組織を形成した地区に対する財政的支援・人的支援を強化する。 【地域づくり交付金】 これまでの市から地域に対して交付している補助金を一本化し、地域運営組織を形成した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組みとする。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。					対象	地域住民・団体、地域運営組織
						手段	財政的支援、人的支援
						意図	住民が主体となった地域課題解決への取組を推進

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8	R6年度に向けた評価			
1	研修会・ワークショップ・説明会等の開催回数	活動	36回	36回	12回	12回	12回	(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針	R6年度は各地区において地域運営組織が形成される見込みである。形成後の活動を全面的にバックアップするため、財政的・人的支援を強化する。		①
			12回	12回							
			33.00 %	33.00 %							
2	地域運営組織の形成数	成果			11						
3	地域運営組織検討会の設置	活動		11							
				4							
				36.00 %							

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	持続可能な地域づくりに地域と市がともに取り組むものであり、妥当である。	5	41
	自治体関与の妥当性	協創のまちづくり推進指針に基づき取り組むものであり、市の関与は妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	地域づくりを進める組織への支援であり、地域内の全住民が受益者となる。	5	
有効性	事業の優先度	協創のまちづくりを進める上で重要な事業である。	5	
	行政評価との整合性	地域運営組織推進事業の行政評価において、人的・財政的支援の充実を図っている。	5	
	手法の有効性	総合計画の3つの創るのうち「地域を創る」において、重要な施策である。	5	
効率性	実施主体の適正化	各地域が主体となることで地域の特性に応じた取り組みが可能となる。	3	
	受益者負担の適正化	地域内の全住民が受益者となるものである。	3	
	コスト効率	特別交付税措置対象事業	5	

事業期間	R3年度		～	R10以降年度		予算種別		継続	臨時	会計種別		一般		交付税	有		
予算費目	款	2	総務費			項	1	総務管理費			目	22	地域づくり推進費			事業区分	政策的
	大事業	1	地域運営組織推進費					中事業	1	地域運営組織推進費							

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別事業内容			専門家の派遣、ワークショップの開催、先進地の視察		・アドバイザーの派遣 ・形成支援補助金の交付		・地域づくり交付金(一括交付金)の交付 ・地域づくり政策アドバイザーの設置 ・地域運営組織運営支援事務費		・地域づくり交付金(一括交付金)の交付 ・地域づくり政策アドバイザーの設置 ・地域運営組織運営支援事務費		・地域づくり交付金(一括交付金)の交付 ・地域づくり政策アドバイザーの設置 ・地域運営組織運営支援事務費			
支出内訳	R4からR5への繰越明許費		講師謝礼	90千円	委託料	3,089千円	地域づくり交付金	25,736千円	地域づくり交付金	25,736千円	地域づくり交付金	25,736千円		
			消耗品費	13千円	負担金、補助及び交付金	1,100千円	アドバイザー業務委託料	2,852千円	アドバイザー業務委託料	2,852千円	アドバイザー業務委託料	2,852千円		
			通信運搬費	14千円			消耗品費	50千円	消耗品費	50千円	消耗品費	50千円		
							通信運搬費	50千円	通信運搬費	50千円	通信運搬費	50千円		
							庁用器具費	50千円	庁用器具費	50千円	庁用器具費	50千円		
							普通旅費	31千円	普通旅費	31千円	普通旅費	31千円		
							その他	10千円	その他	10千円	その他	10千円		
	合計			117千円		4,189千円		28,779千円		28,779千円		28,779千円	28,779千円	28,779千円
財源内訳／割合	国庫支出金		1/2	58千円										
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源			59千円		4,189千円		28,779千円		28,779千円		28,779千円	28,779千円	28,779千円
	合計			117千円		4,189千円		28,779千円		28,779千円		28,779千円	28,779千円	28,779千円

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	地域運営組織の運営支援に対する交付税措置あり
地域づくり交付金交付要綱	

R4年度 事務事業評価シート

4

課・局・室・所(係)

市民活動推進課

事務事業番号

211010101

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
事業概要	1	地域運営組織推進事業	1	地域運営組織推進事業	1-(1)		交流
	人口減少や高齢化等により住民に最も身近な地域活動が難しくなっているといわれる中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である「地域運営組織」の形成に向けた取組を行う。				対象	各地域のまちづくり団体、地域住民	
	R4年度は、地域づくりに関する専門家の派遣や研修会の開催、地域運営組織推進本部の設置など、行政内部の推進体制を整備するとともに、各地区において説明会を実施した。				手段	人的・財政的支援、人材育成	
					意図	住民が主体となった地域課題解決への取組を推進	

事業期間	R3	年度	～	R9以降	年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R2(決算額)			R3(決算額)			R4(決算額)			R5(予算額)
支出内訳				講師謝礼	376千円	講師謝礼	90千円	委託料	3,089千円	
				普通旅費	352千円	消耗品費	13千円	負担金、補助及び交付金	1,100千円	
				消耗品	50千円	通信運搬費	14千円			
				備品購入費	208千円					
合計					986千円		117千円			4,189千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金			1/2	317千円	1/2	58千円			
	県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源				669千円		59千円			4,189千円
	合計				986千円		117千円			4,189千円
人工数	人件費			0.70人	4,048千円	0.85人	4,451千円			
総経費			千円		5,034千円		4,568千円			

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R2	R3	R4	R5
1	研修会・ワークショップ・説明会等の開催回数	活動		3回 1回 33.33%	36回 12回 33.33%	36回
2	地域運営組織の形成数	成果				11
3						

成果	<地域の動き>R5.1.27に市内11地区の3協議会代表者に対して地域運営組織形成に向けた説明会を開催。R5.3月から市内11地区において、地域運営組織の形成及び検討会設置に向けた地区説明会の開催。 <行政の動き>地域運営組織形成の取組を全庁体制とするため、R4.11地域運営組織推進本部及び幹事会の設置、開催。庁内関係課及び関係機関との地域課題解決に向けた取組状況の把握及び共有。					
R6年度に向けた課題及び改善策	R5年度から各地域において地域運営組織形成に向けた話し合いが始まっている。市としては、各地区の取組に対して財政支援・人的支援を行い、地域づくり政策アドバイザーの助言を受けながら、R6年度の全地区組織形成を目指している。R6年度以降は、地域運営組織が円滑な運営・活動ができるよう、新たな交付金制度による財政支援や人的支援等の伴走支援を行っていく。					
目標達成度	C	R6年度に向けた方向性				
		成果	拡充	コスト	拡大	
特記事項						

R6年度から各地区において、地域運営組織の形成が始まる。地域運営組織が形成された地区の活動が持続可能で円滑に進むように、新たな交付金制度の創設や人的支援等の支援体制の強化を図る。

①地域づくり交付金交付事業

事業内容

地域づくり交付金は、地域運営組織による地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対する財政支援として交付するもの。
これまでの**市から地域に対して交付している補助金を可能な範囲で一本化し、地域運営組織を形成した地区に対して一括交付**することで、地区が自らの裁量で各事業への配分や用途の決定ができる自由度の高い仕組みを構築する。（詳細は地域づくり交付金資料参照）

②地域づくり政策アドバイザー設置事業

事業内容

地域づくり政策アドバイザーを継続して設置し（R5.4から設置、2年目）、地域運営組織が形成された地区に対する人的支援として、形成後の運営・活動を継続的にサポートする体制を整備する。

- 山陽小野田市地域づくり政策アドバイザー NPO法人市民プロデュース 理事長 平田隆之氏
- 職員、地域づくり支援員、地域運営組織検討会などを対象とした研修会の開催、各地区におけるワークショップの開催時のファシリテート、地域づくり支援員を活用した中間支援機能の強化などのトータルサポートを行う。



③地域運営組織運営支援事業

事業内容

地域運営組織が形成された地区に対して、運営に関する研修や講演会等の開催及びその他地域運営組織全体の運営支援を行う。

事業名	概要	予算費目	算出根拠	予算額（千円）
地域づくり交付金交付事業	上記のとおり	負担金補助及び交付金	各地区地域運営組織（11地区）に対する地域づくり交付金（地域づくり交付金）19,136,000円 （地域づくりプロジェクト事業費）300,000円×2事業×11地区=6,600,000円	25,736
地域づくり政策アドバイザー設置事業		委託料	地域づくり政策アドバイザー業務委託料 2,851,200円	2,852
地域運営組織運営支援事業		消耗品費等	消耗品費 50,000円、通信運搬費50,000円他 計 191,200円	191
			合計	28,779

<交付税措置>

①地域運営組織の**運営支援**に対する交付税措置（措置対象：事務局人件費等、高齢者交流・買い物支援・交流事業等に係る活動経費）・・・普通交付税
また、①を上回る経費については特別交付税が措置される。【地域づくり交付金、地域づくり政策アドバイザー事業ともに措置対象となる見込み】 措置率1/2・財政力補正

地域づくり交付金の概要

目 的

山陽小野田市地域づくり交付金は、地域運営組織による地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対する財政支援として交付するもの。これまでの市から地域に対して交付している補助金を可能な範囲で一本化し、地域運営組織を設立した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組みとする。

一括化する市の補助金等

(単位：円／R4年度決算)

事業名	地区防災会補助金	ふるさとづくり事業補助金	国民健康保険健康づくり補助金	地区社会福祉協議会助成金	敬老会運営補助金	ほたる飼育管理助成金	社会教育関係団体補助金	人権教育推進事業補助金	河川海岸清掃大会業務委託料	合計
担当課名	総務課	市民活動推進課	保険年金課	市社会福祉協議会	高齢福祉課	市民活動推進課	社会教育課	社会教育課	環境課	
交付先	地区防災会（セーフティネットワーク）	ふるさとづくり協議会	ふるさとづくり協議会	地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会	有帆ふるさとづくり協議会	校区女性会	自治会協議会、人権教育推進協議会	地区自治会協議会	
本山	100,000	198,000	27,000	77,000	256,920			24,300		683,220
赤崎	100,000	198,000	27,000	111,000	367,120					803,120
須恵	100,000	198,000	27,000	154,000	639,960			24,300		1,143,260
小野田	100,000	198,000	27,000	147,000	469,340		72,000			1,013,340
高泊	100,000	198,000	27,000	99,000	348,650		72,000	24,300		868,950
高千帆	100,000	198,000	27,000	202,000	785,500		72,000	24,300		1,408,800
有帆	100,000	198,000	27,000	94,000	345,398	150,000		24,300		938,698
厚狭	100,000	198,000	27,000	249,000	750,920		72,000	24,300	108,500	1,529,720
出合	100,000	198,000	27,000	84,000	221,200		72,000		141,500	843,700
厚陽	100,000	198,000	27,000	63,000	220,060			24,300	115,000	747,360
埴生	100,000	268,000	27,000	152,000	482,260			24,300	176,500	1,230,060
計	1,100,000	2,248,000	297,000	1,432,000	4,887,328	150,000	360,000	194,400	541,500	11,210,228

交付金算定額

(単位：円)

	人口 (R5.10.1)	75歳以上人口 (R5.10.1)	基本額	基本事業費		合 計	基準額 (統合前補助金等の合計)	差 額 (合計－基準額)
				人口割	後期高齢者割			
			1,000,000	50	450			
本山	2,835	557	1,000,000	141,750	250,650	1,392,000	683,220	708,780
赤崎	5,039	824	1,000,000	251,950	370,800	1,622,000	803,120	818,880
須恵	7,943	1,534	1,000,000	397,150	690,300	2,087,000	1,143,260	943,740
小野田	5,908	1,116	1,000,000	295,400	502,200	1,797,000	1,013,340	783,660
高泊	4,129	826	1,000,000	206,450	371,700	1,578,000	868,950	709,050
高千帆	10,936	1,908	1,000,000	546,800	858,600	2,405,000	1,408,800	996,200
有帆	3,552	811	1,000,000	177,600	364,950	1,542,000	938,698	603,302
厚狭	10,150	1,829	1,000,000	507,500	823,050	2,330,000	1,529,720	800,280
出合	2,541	470	1,000,000	127,050	211,500	1,338,000	843,700	494,300
厚陽	1,788	480	1,000,000	89,400	216,000	1,305,000	747,360	557,640
埴生	4,806	1,111	1,000,000	240,300	499,950	1,740,000	1,230,060	509,940
計	59,627	11,466	11,000,000	2,981,350	5,159,700	19,136,000	11,210,228	7,925,772



④地域づくりプロジェクト事業費

地域運営組織が作成する「地域づくり計画（共感・共有ビジョン）」に基づき、地域の創意工夫により、地域課題の解決に向けた事業や地域の特色を活かした地域づくりのための事業など、協創によるまちづくりを推進するための事業に対して交付する。

事業の計画・提案に対し、審査会による審査を行う。

1事業につき 上限**30万円**
(1年度2事業まで)

交付金算定基準

①基本額

地域運営組織の運営及び基本的な事業に要する経費として交付する。

各地域運営組織に一律 **100万円**

②基本事業費

地域運営組織の活動を行うための経費として交付する。
○人口割額

地域運営組織の区域内の人口×**50円**

○後期高齢者人口割額

地域運営組織の区域内の75歳以上の人口×**450円**

③地域選択事業費【今後検討】

各課における地域課題解決に関係する事業のうち、地域が行った方が効果の見込まれる事業を**メニュー化**し、交付金の算定額を設定する。
メニューについては、地域運営組織の活動状況や各課の地域と連携した事業を整理し、R6年度以降検討する。

交付金の活用

交付金の繰越し

予定していた事業内容の変更や経費の節減等によって、当該年度に使わなかった交付金を次年度に繰り越すことができる。

交付金の積立て

後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、交付金の一部を積み立てることができる。

9	実施計画番号	2110101	事務事業番号	211010103	課(局・室・所)・係・担当者	市民活動推進課	西崎	事務事業調書
---	--------	---------	--------	-----------	----------------	---------	----	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	11	地域づくりの推進	1	持続可能な地域づくりの推進	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	1	地域運営組織推進事業	3	集落支援員設置事業	1-(1)		

事業概要	集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、地域運営組織の形成に向けた地域住民との話し合いの場や検討会の運営支援、地域運営組織形成後の事務局機能といった役割を担う。 地域づくり支援員は、各地区に1人の配置を基本とし、各地域交流センターに配置する。(計 11名配置予定)				対象	地域づくり支援員
					手段	地域の巡回、地域課題の把握、地域との話し合いの場の支援等
					意図	地域運営組織の形成支援及び事務局機能

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8	R6年度に向けた評価			
1	地域づくり支援員の配置	活動		11	11	11	11	前年評価(A)			
				2				事中評価(B)	拡充	拡大	①
				18.20 %				(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針	地域づくり支援員の配置はR5年度から進めている。R6年度以降は、各地区において地域運営組織の形成が始まることから、事務局機能としての活躍が一層期待される。		
2											
3											

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	地域運営組織の推進は本市の重点施策であり目的は妥当である。	5	41
	自治体関与の妥当性	協創によるまちづくり推進指針に基づき取り組むものであり、市の関与は妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	地域づくりを進める組織への支援であり、地域内の全住民が受益者となる。	5	
有効性	事業の優先度	協創によるまちづくりを進める上で重要な事業である。	5	
	行政評価との整合性	地域運営組織推進事業の行政評価において、人的・財政的支援の充実を図っている。	5	
	手法の有効性	総合計画の3つの創るのうち「地域を創る」において、重要な施策である。	5	
効率性	実施主体の適正化	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を公募等により選出し、市が委嘱する。	3	
	受益者負担の適正化	地域づくりの中核的な人材となるものであり受益者負担金を求めることは不適當である。	3	
	コスト効率	特別交付税措置の対象事業である。	5	

事業期間	R5年度		～	R10以降年度		予算種別		継続	臨時	会計種別		一般		交付税	有
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費			目	23	地域づくり推進費		事業区分	政策的
	大事業	1	地域運営組織推進費				中事業	1	地域運営組織推進費						

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別 事業内容					地域づくり支援員の配置 (11名分) ■R5.9月 補正 地域づくり支援員PC購入 11台		地域づくり支援員の配置 (11名分)		同左		同左			
支出内訳	R4からR5 への繰越 明許費				報酬	10,670千円	会計年度任用職 員報酬	14,055千円	会計年度任用職 員報酬	14,055千円	会計年度任用職 員報酬	14,055千円		
					職員手当	2,561千円	共済組合負担金	2,488千円	共済組合負担金	2,488千円	共済組合負担金	2,488千円		
					旅費(通勤手当)	1,706千円	期末勤勉手当	5,159千円	期末勤勉手当	5,159千円	期末勤勉手当	5,159千円		
					共済費	2,665千円	費用弁償	832千円	費用弁償	832千円	費用弁償	832千円		
					【R5.9月 補正】		普通旅費	115千円	普通旅費	115千円	普通旅費	115千円		
					備品購入費	2,693千円	消耗品費	110千円	消耗品費	110千円	消耗品費	110千円		
				使用料及び賃借 料	202千円	その他	100千円	その他	100千円	その他	100千円			
	合計					20,497千円		22,859千円		22,859千円		22,859千円	22,859千円	22,859千円
財源内訳／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源					20,497千円		22,859千円		22,859千円		22,859千円	22,859千円	22,859千円
	合計					20,497千円		22,859千円		22,859千円		22,859千円	22,859千円	22,859千円

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	※1 地域づくり支援員の人件費は人事課要求 ※2 集落支援員1人あたり上限445万円の特別交付税措置あり 集落支援員の設置に要する経費については、全額交付税対象
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	※3 「集落」とは、「基本的な地域単位」として、①いわゆる集落、常会、組、②行政区、町内、大字、字、③地域協議会、地域振興会、④小学校区など、最も適切な地域単位を対象とする。

集落支援員設置事業

令和6年度事業費：22,859千円（継続）

集落支援員とは？

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を行うもの。
本市では、「**地域づくり支援員**」として、R5年度以降配置を進めている。

地域づくり支援員の業務は？

- 1 地域運営組織の組織化に向けた地域との話し合いの場や検討会の運営支援
- 2 地域運営組織形成後の事務局機能
- 3 地域課題の把握・分析と、その課題の解決に向けた具体的方策の検討及び推進
- 4 地域住民や団体、行政との連絡調整 など

地域づくり支援員の配置は？

各地区に1人の配置を基本とし、各地域交流センターに配置する。（計 11人配置予定）

地域づくり支援員の配置状況は？ （R6.2.1時点）

本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	出合	厚陽	埴生
R5.7～ 配置済	人選中	R5.7～ 配置済	R6.2～ 配置済	人選中	R5.8～ 配置済	R5.8～ 配置済	人選中	R5.10～ 配置済	R5.8～ 配置済	R5.8～ 配置済

事業名	概要	予算費目	算出根拠	予算額（千円）
集落支援員設置事業	地域点検の実施、地域の話し合いの場の支援、地域運営組織の事務局機能等を担う地域づくり支援員の配置を行う。 R6年度11人配置	報酬	報酬11人分 104,200円×12か月×11人＝13,754,400円 時間外手当分 300,000円 （雇用条件） ・会計年度任用職員（パートタイム） ・週3日勤務 1日あたり7時間45分 ・給料 月額 104,200円（1級11号 173,600円×23.25/38.75）	14,055
		職員手当	（期末手当） 255,290円×11人＝2,808,190円 （勤勉手当） 213,610円×11人＝2,349,710円	5,159
		旅費	（費用弁償） 通勤手当等（45,600円＋30,000円）×11人＝831,600円 （普通旅費） 研修等旅費 2,600円×4回×11人＝114,400円	947
		共済費	（共済組合負担金） 1,147,000円 （社会保険料） 1,341,000円	2,488
		消耗品費等	地域づくり支援員活動用事務用品等 210,000円	210
			合 計	22,859

<特別交付税措置>

- 措置額 集落支援員1人あたりの上限額：4,450千円 【本市の特別交付税上限額：4,450千円×11人＝48,950千円】
○対象経費 ①集落支援員の設置に要する経費（人件費） ②集落の点検の実施に要する経費 ③集落における話し合いの実施に要する経費 など

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	5	教育・文化・スポーツ	30	芸術文化によるまちづくりの推進	2	芸術文化活動の推進	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	3	文化によるまちづくり推進事業	3	不二輸送機ホール開館30周年記念事業			交流

事業概要	令和6年度に、開館30周年の節目を迎える不二輸送機ホールにおいて、記念事業として著名人による公演を開催します。	対象	市民ほか
		手段	記念事業として、普段から主催ができていない著名人による公演を開催する
		意図	多くの市民に不二輸送機ホールを認知してもらい、芸術文化に触れることで、豊かな人間性を育み、本市に愛着と誇りを感じてもらう

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8
1	記念事業の開催	活動			実施		
2	利用者(観客)数	成果			550人		
3							

R6年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクト(まちの価値を創る)に該当する事業である。	5	35
	自治体関与の妥当性	文化芸術基本法、市総合計画及び山陽小野田市文化芸術振興ビジョンに基づく事業である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	文化振興を図るため、芸術文化を鑑賞、体感できる機会を提供する事業であり、市民を対象とした事業である。	5	
有効性	事業の優先度	市総合計画(芸術文化によるまちづくりの推進)に寄与するとともに、30周年記念事業は令和6年度しか実施できない事業である。	3	
	行政評価との整合性	新規事業ではあるが、芸術文化によるまちづくりの推進に効果が期待される事業である。	3	
	手法の有効性	不二輸送機ホールの利用者数が増す事業は、芸術文化を育む環境づくりの形成に効果が高い事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	公演業務や舞台業務に加え、運営業務も民間委託を想定している事業である。	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担(入場料)を適正に求めている事業である。	3	
	コスト効率	他事業(宝くじ文化公演事業)と合わせ、一般財源を充当しない事業として開催する想定である。	5	

事業期間	R6年度		～	R6年度		予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	無	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費			目	24	文化振興費		事業区分	政策的
	大事業	1	文化振興費				中事業	1	文化振興費						

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別 事業内容							30周年記念事業の開催							
支出内訳	R4からR5 への繰越 明許費						公演業務委託料	2,100千円						
							印刷製本費	135千円						
							舞台業務委託料	66千円						
							消耗品費	20千円						
							文化会館実行委員業務委託料	15千円						
							食糧費	10千円						
	合計							2,346千円						
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他						入場料3,500円×550人	1,925千円						
	一般財源							421千円						
	合計							2,346千円						

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	※入場料収入の考え方 定員749席(車いす席を含む)の約7割(550席)の集客を見込みとして算出

不二輸送機ホール開館30周年記念事業

開催時期：令和7年2月の週休日（予定）

事業内容：立川志らく・立川談笑二人会（落語）

※市主催事業アンケートにおいて、やってほしい公演で最も希望が多い項目の一つに「落語」が挙げられるため、江戸・東京の落語の名跡である、立川志らく、談笑の兄弟二人会の開催を模索

入場料：3,500円

定員（車いす席を含む）：749席（大ホール）



その他、当該事業とは別に株式会社PizaWorksが実施する「夏井いつき句会ライブ」が5月19日（日）に、文化スポーツ推進課が所管する「子ども文化ふれあい事業」の夜公演が6月下旬に、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじ文化公演事業「アニソン・ファンタジックコンサート」が7月13日（土）に開催予定であり、これらの事業についても「開館30周年記念事業」の冠をつけて実施する予定です。

また、企画展として、開館当初に遡って、大ホールで開催した主催事業のチラシ、ポスター等を展示し、来館された市民の方が館の歴史とともに館での思い出を振り返ることができる展示を計画している。

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	5	教育・文化・スポーツ	31	スポーツによるまちづくりの推進	2	スポーツ活動の推進	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	1	スポーツによるまちづくり推進事業	10	中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業			運動

事業概要	令和4年度にスポーツ庁及び文化庁から提言のあった「休日の部活動における地域移行」について、本市でも中学生年代の文化・スポーツ環境の適切な整備を図るため、国や県の動向を踏まえながら、市教育委員会やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、文化協会等と連携し、本市の実情にあったスキームの構築を図ります。	対象	市内の中学生、保護者、学校関係者、文化・スポーツ団体
		手段	協議会の開催、地域団体による活動場所の提供、指導者派遣
		意図	文化・スポーツ活動を希望する中学生が取り残されることのないよう従前の部活動と異なる体制整備が行われていること

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8	R6年度に向けた評価			
1	休日の中学校部活動における地域移行数	成果			2クラブ	20クラブ	全クラブ		前年評価(A)		
									事中評価(B)		
								(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針			
2	中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会の開催	活動			5回	4回	4回				
					2回	2回	2回				
3	指導者研修会の開催	活動									

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の施策(芸術文化及びスポーツによるまちづくりの推進)に寄与する事業である。	3	33
	自治体関与の妥当性	市要綱(山陽小野田市中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会設置要綱)により義務付けた事業である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	市内の中学生、保護者、学校関係者、文化・スポーツ団体が関わる事業で、住民ニーズが高い事業である。	5	
有効性	事業の優先度	既に国や県は方針を示しており、本市において実施しなければ中学生に多大な悪影響(不安)を与える事業である。	3	
	行政評価との整合性	新規事業ではあるが、芸術文化及びスポーツによるまちづくりの推進に効果が期待される事業である。	3	
	手法の有効性	総合計画の施策(芸術文化及びスポーツによるまちづくりの推進)を進める効果が高い事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	現時点(協議会の開催)については、民間委託などの外部の活用が適用しにくい事業である。	3	
	受益者負担の適正化	協議会の開催については、受益者負担を求めることが適当でない事業である。	3	
	コスト効率	現時点(協議会の開催)については、国費等の充当はなく、コスト削減の余地がない事業である。	3	

事業期間	R6年度		～	R11以降年度		予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	無	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費				目	28	スポーツ振興費	事業区分	政策的
	大事業	1	スポーツ振興費				中事業	1	スポーツ振興費						

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別事業内容							・協議会の開催 (5回開催予定)		・モデル事業の実践 ・協議会の開催 (4回開催予定)		・休日の部活動の地域移行 の実践 ・協議会の開催 (4回開催予定)			
支出内訳	R4からR5 への繰越 明許費						報償金	150千円	講師料	1,700千円	講師料	1,700千円		
									報償金	120千円	報償金	120千円		
									消耗品費	200千円	消耗品費	200千円		
									保険料	437千円	保険料	437千円		
									委託料	100千円	委託料	100千円		
									使用料	200千円	使用料	200千円		
	合計							150千円		2,757千円		2,757千円		
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							150千円		2,757千円		2,757千円		
	合計							150千円		2,757千円		2,757千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	協議会(構成):スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、文化協会、中体連、中文連、校長会、PTA、学識経験者、教育委員会事務局、協創部 【令和7年度以降(予定)】 講師料:3,400円/日・人×20人×25回 ※土・日の部活動手当を参考 報償金:2,000円×15人×4回 保険料:講師1,850円×20人+生徒800円×500人 ※スポーツ安全保険 委託料:指導者研修委託料 使用料:体育、文化施設の使用料
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会設置要綱	

中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業

山陽小野田市における検討体制

【山陽小野田市中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会】

＜メンバー＞

スポーツ協会、スポーツ少年団本部、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、中学校体育連盟、文化協会、中学校文化連盟、小中学校校長会、保護者、学識経験者、行政関係者から選出

＜目的＞

国及び山口県が示す公立中学校の部活動の地域移行の方向性を踏まえ、中学生の新たな文化・スポーツ活動の在り方及び体制を整備するため、協議会を設置する。

＜協議事項＞

- (1) 本市における部活動の地域移行方針
- (2) 地域移行に係る仕組みづくり
- (3) 生徒、保護者、教職員、文化・スポーツ関係者等への調査
- (4) その他目的達成のために必要な事項

協議会のスケジュール

令和6年2月 第1回

【協議事項】

- ・部活動改革の経緯、市内部活動の状況、協議スケジュール

令和6年3月 第2回

【協議事項】

- ・協議会での検討事項について、市の方針案について（考え方）

令和6年4月 第3回

【協議事項】

- ・市の方針案について（考え方、記載項目等）

令和6年6月 第4回

【協議事項】

- ・市の方針案について、生徒との意見交換

令和6年9月～

【協議事項】

- ・実証活動について、市の方針決定

令和7年4月～

【協議事項】

- ・一部競技における実証活動について、実証活動の検証

令和8年4月～

●土日・祝日の部活動の地域移行の完全実施

●地域移行の検証・改善

教育委員会

各学校との連携・調整
学校施設利用調整
兼職兼業の制度整備

文化スポーツ推進課

スポーツ・文化団体の管理
公共施設利用調整

スポーツ協会
文化協会

行政との調整
指導者情報の把握、提供。
競技団体の情報提供
指導者育成、指導者の派遣
受け皿団体の把握、助言、監督

総合型クラブ

活動情報の提供
活動への中学生の受入れ

スポ少

スポ少活動への中学生の受け入れ
新たな活動としての中学生クラブ活動実施
指導者育成、平日活動への指導者派遣
多様なニーズに対応する場の提供

地域スポーツ・
文化クラブ

活動情報の提供
既存活動への中学生の受入れ

中学生対象の
新たなクラブ活動

地域・保護者による運営
中学生の受け入れ
指導者の確保

（仮）運営協議会

地域移行方針（案）検討
各関係団体への助言
受け皿団体の要件確認

山口東京理科大

指導・見守りとして学生派遣
活動場所の提供

中学校



【学校】

- ◎生徒・保護者・教員の意向把握
- ◎平日部活動の継続、指導者確保
- ◎受け皿団体との連絡調整
- ◎学校施設利用調整

【生徒・保護者】

- ◎生徒は希望する活動に参加
- ◎練習場所への移動の負担
- ◎会費や保険料などの負担
- ◎大会出場等に係る協力
- ◎受け皿団体の運営

拠点校

活動場所の提供
外部指導者の
受け入れ



○方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、公立中学校等において、地域によっては部活動の小規模化が進行。団体競技等においては、学校単位の充実した部活動の維持が困難
- 今後は、**少子化の中でも、将来にわたり本県の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要**

○めざす姿

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消**
- **学校部活動の意義や役割について、地域クラブ活動において継承・発展**
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの**新しい価値が創出**されるよう発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備

○期待される効果

- 地域の生徒や多世代間との交流を通して、子どもたちの人格形成に寄与
- **多様な種目・分野の経験により、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等を育成**
- 多世代との交流による新たなコミュニティの創出や、活力あるスポーツ・文化環境の構築による**絆の強い地域づくり**
- 学校全体の業務軽減につながり、学校教育の質の向上

※**地域クラブ活動**：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができる地域において行われるスポーツ・文化芸術活動

○改革の方向性

- **令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。**
 - ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、**改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、方針を見直す。**

I. 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき**新たな地域クラブ活動**の在り方を示す。

(主な内容)

- 地域クラブ活動の要件
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 行政や関係機関等による協議会などの体制の整備
- 質の高い指導者の確保と、県による人材バンクの整備
- 希望する教員等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野等、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 保護者負担等の軽減に向けた取組を行う市町に対する国の支援方針に沿った県の支援
- 適切な活動時間や休養日を設定
- 公共施設を使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

II. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たな地域クラブ活動等の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方や地域クラブ活動のモデル・イメージ等を示す。

(主な内容)

- 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた生徒、保護者、地域の住民等への丁寧な周知・理解の促進
- 本方針を踏まえ、地域の実情に応じた市町の方針の決定
- 関係者からなる協議会等を設置し、地域の実態を把握し、地域クラブ活動等の整備方法等を検討し、実行
- ①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体に取り組む体制など、段階的な体制の整備
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 改革推進期間終了時に、進捗状況を評価、分析し、更なるスポーツ・文化芸術環境の充実

III. 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者が引率できる体制整備
- 県内大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）
- 開催時期や大会日程など生徒の安全を確保

★ 主として、公立中学校の生徒を対象

12

実施計画番号2310102事務事業番号231010205課(局・室・所)・係・担当者文化スポーツ推進課スポーツ振興係三浦

事務事業調書

2

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	5	教育・文化・スポーツ	31	スポーツによるまちづくりの推進	1	スポーツに取り組む環境づくり	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	2	体育施設維持整備事業	5	市民体育館整備事業	3-(2)		

事業概要

市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行います。
令和6年度については実施設計を行います。
また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図ります。

対象

体育施設利用者、観客、高潮被害を除く中・長期の避難市民

手段

アリーナの空調設備新設(キュービクルの更新を含む。)、トイレの洋式化を含む改修、特定天井対策などの大規模改修の実施

意図

市民体育館の利用環境向上を図るとともに、高潮被害を除く避難所としての環境整備・機能向上を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8
1	体育施設利用者数 (市民体育館)	成果	75,000人	78,000人	78,000人	78,000人	78,000人
			50,675人	19,473人			
			67.57 %	24.97 %			
2							
3							

R6年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR6年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクト(まちの価値を創る)に該当する事業である。	5	37
	自治体関与の妥当性	市体育施設条例第1条に基づき設置された施設の大規模改修事業である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	体育施設利用者、観客、中・長期に避難を強いられた市民の方に、利用環境や機能向上のために行う事業である。	5	
有効性	事業の優先度	防災事業としての観点から、市民生活の安全確保のための事業である。	3	
	行政評価との整合性	大規模改修は新規事業としているが、トレーニング室の空調導入や照明のLED化など施策評価を反映した事業である。	5	
	手法の有効性	市民体育館の利用者数が増す事業は、スポーツに取り組む環境づくりの形成に効果が高い事業である。	5	
効率性	実施主体の適正化	施設の管理・運営については、指定管理者制度が既に導入されている施設である。	3	
	受益者負担の適正化	市体育施設条例に基づき体育施設利用者から使用料を徴収しており、受益者負担を適正に求めている施設である。	3	
	コスト効率	全額市債(緊急防災・減災事業債)で行う事業であり、実施設計においてコスト削減の検討を行うものとする。	3	

事業期間	R6 年度 ~ R7 年度		予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	29	スポーツ施設費
	大事業	1	スポーツ施設費		中事業	1	スポーツ施設維持管理費		

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別事業内容							・市民体育館の大規模改修に向けた実施設計業務		＜大規模改修＞ ・特定天井対策 ・アリーナ空調設備の新設 ・キュービクルの更新 ・トイレ(洋式化を含む。)の改修					
支出内訳	R4からR5への繰越明許費						設計委託料	30,000千円	時間外勤務手当	200千円				
									消耗品費	55千円				
									工事請負費(特定天井対策)	112,358千円				
									工事請負費(空調設備新設)	225,170千円				
									工事請負費(キュービクル更新)	未定				
									工事請負費(トイレ洋式化)	未定				
	合計							30,000千円		337,783千円				
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債						緊急防災・減災事業債	30,000千円	緊急防災・減災事業債	337,528千円				
	その他													
	一般財源									255千円				
	合計							30,000千円		337,783千円				

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
※地方債(市民体育館整備事業債)／緊急防災・減災事業債(100%)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

市民体育館整備事業

市民体育館の大規模改修を実施し、利用者の利便性を図るとともに、スポーツ拠点施設としての利用を促進するために、設計業務を委託する。

【整備計画の内容】

- ・ 特定天井の解消
- ・ 空調設備の導入
- ・ トイレ（洋式化）の整備



特定天井の解消

体育館アリーナの特定天井を解消するため、現地に適した工法を選定し、実施する。

【考えられる工法】天井の撤去、落下防止ネットの設置、天井の固定、天井の構造物化



空調設備の導入

スポーツ環境の向上、避難施設としての機能向上のため輻射式冷暖房システムの導入による空調管理を行う。

体育館アリーナの1階壁面に輻射パネルを設置する工法を検討。

市民体育館の概要

竣工 昭和62年3月竣工（築36年）

施設 アリーナ、トレーニング室、会議室ほか

利用状況 アリーナ 2,253件、37,476人（R4）

※主な利用 バスケット、バレー、卓球ほか



トイレ（洋式化）の整備

体育館内のトイレの改修

洋式化、多目的トイレの整備等

トイレ／9カ所

（男性4、女性4、障がい者用1）

大便器の数／22器（うち和式15器）

市民体育館整備事業

輻射式冷暖房システムの導入による空調管理



設置事例

山口県内の導入事例

(3件)

◆俵田翁記念体育館（宇部市）

◆やまぐちリフレッシュパーク（山口市）

◆下松スポーツ公園体育館（下松市）

55

輻射式冷暖房システムの特徴

設置した輻射パネル内に「冷水」「温水」を循環させることで、輻射熱を利用し室内の温度をコントロールする空調設備

【導入メリット】

- ・「放射」「吸熱」による温度管理のため、室内をほぼ均一の温度に保つことが可能
- ・無風、無音
- ・衛生的な利用
- ・清掃などの管理が容易
- ・設置コストは、通常エアコンより高額だがランニングコスト（電気代）は安価

13	実施計画番号	2260403	事務事業番号	226040302	課(局・室・所)・係・担当者	学校教育課	学務係	三藤・大江	事務事業調書
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	-----	-------	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	5	教育・文化・スポーツ	26	学校教育の推進	4	学校間連携教育の推進	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)
	3	小中一貫・連携教育推進事業	2	小規模特認校制度導入事業			

事業概要	小人数ならではの温かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動が展開されている小規模校において、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対し、新たに小規模特認校制度に関する規則等を制定し、一定の条件のもとで転入学を認める小規模特認校制度を導入する。 R7年度導入予定:山陽小野田市立厚陽小中学校				対象	小・中学校児童生徒、保護者
					手段	小規模特認校制度の導入
					意図	児童生徒数の増加を図り、学校と地域の活性化に繋げる。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R5(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R4	R5(4月～7月)	R6	R7	R8	R6年度に向けた評価			
1	勉強会及び学校見学会の開催 (勉強会はR6のみ)	活動			3回	1回	1回	(A)と(B)を 踏まえたR6年 度以降の取組 方針	成果	コスト	
2											
3											

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	地域と連携した小規模校ならではの特色ある教育活動を推進し、児童生徒数の増加及び地域の活性化に繋げるものであり、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	市が設置している学校であり、妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	市内小・中学校の児童生徒や保護者が対象であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	第二次総合計画に掲げる、学校間連携教育の推進に係る事業である。	3	
	行政評価との整合性	学校間連携教育の推進に係る事業であり、妥当である。	3	
	手法の有効性	小規模特認校制度を導入することで、地域の特色を生かした教育活動を推進。	5	
効率性	実施主体の適正化	市が主体的に行う事業であり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	市が設置している学校であり、適正である。	3	
	コスト効率	必要最低限の経費である。	3	

事業期間	R6年度		～	R11以降年度		予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	無	
予算費目	款	10	教育費		項	1	教育総務費			目	3	指導研究費		事業区分	政策的
	大事業	1	指導研究費				中事業	1	学習方法等の充実関連経費						

(単位:千円)

		総事業費	R4(決算額)		R5(予算額)		R6		R7		R8		R9	R10
年度別事業内容							勉強会及び見学会の開催、募集開始等に係る経費		見学会の開催、募集開始等に係る経費		同左			
支出内訳	R4からR5への繰越明許費						消耗品費	16千円	消耗品費	10千円	消耗品費	10千円		
							普通旅費	4千円						
	合計							20千円		10千円		10千円		
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							20千円		10千円		10千円		
	合計							20千円		10千円		10千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

小規模特認校制度導入事業

1 概要

少人数ならではの温かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動が展開されている小規模校において、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対し、新たに小規模特認校制度に関する規則等を制定し、一定の条件のもとで市内のどこからでも転入学を認める小規模特認校制度を導入する。

2 導入校 山陽小野田市立厚陽小中学校

3 導入時期 令和7年4月

4 目的

- (1) 地域資源が豊かな小規模特認校に通学することにより、地域の特色を生かした教育活動のもと、きめ細やかな指導を通して、豊かな人間性や健やかな体、確かな学力を身に付けさせる。
- (2) 厚陽小中学校の児童生徒、教職員からの新しい児童生徒と一緒に学びたい、学ばせたいという声に応える。
- (3) 厚陽小中学校に特認校制度を導入し、地域と連携した小規模校ならではの特色ある教育活動を推進することで、児童生徒数の増加を図るとともに、地域の拠点施設である厚陽小中学校と地域の活性化につなげる。

5 スケジュール（予定）

- R 6 3月 議会（委員会）での議決
小規模特認校制度に関する規則等公布
- 4月 学校運営協議会・PTAへの説明
- 6月 地域・保護者勉強会実施（導入先進校長を講師）
- 7月 市HP、広報等で募集を開始（募集案内を市内小中学校に配付）
- 10月 申請受付開始（見学会の実施 ～11月）
- 12月 小規模特認校希望者面談
- R 7 4月 小規模特認校制度開始

